

小野町総合計画

(2023～2027)

小 野 町

目次

第1部 総論	1
第1章 はじめに	2
1 計画策定で重視したこと.....	2
2 「総合計画」とは.....	3
3 計画策定の目的.....	3
第2章 計画の役割、構成と期間	4
1 計画の役割.....	4
2 計画の構成と期間.....	5
第3章 小野町の現状と課題	6
1 町の概要.....	6
2 町の特性.....	14
3 町民ニーズ.....	17
4 社会環境の変化.....	30
5 町発展に向けた主要課題.....	34
第2部 基本構想	37
第1章 小野町の将来像	38
1 まちづくりの基本姿勢.....	38
2 将来像.....	39
3 目標年次.....	39
第2章 計画の体系と方針	40
1 計画の体系.....	40
2 基本目標ごとの方針.....	41

第3部	基本計画	45
第1章	人を育む子育て・教育・文化のまち	46
1-1	子育て支援	46
1-2	学校教育	48
1-3	生涯学習	52
1-4	生涯スポーツ	54
1-5	芸術文化・文化財	56
1-6	国際交流	58
第2章	元気でしあわせな健康・福祉のまち	60
2-1	保健・医療	60
2-2	高齢者支援	64
2-3	障がい者支援	66
2-4	地域福祉	68
第3章	安全で快適な生活環境のまち	70
3-1	消防・防災	70
3-2	交通安全・防犯・消費者対策	72
3-3	環境・エネルギー	74
3-4	ごみ・生活排水処理	76
3-5	土地利用	78
3-6	上水道	80
3-7	道路・公共交通・住宅	82
3-8	公園・緑地	84
第4章	豊かで活力に満ちた産業のまち	86
4-1	農業	86
4-2	林業・森林保全	90
4-3	商業	92

4-4	工業・企業誘致	94
4-5	観光	96
4-6	雇用対策	98
第5章	選ばれるまち	100
5-1	情報発信	100
5-2	交流	102
5-3	移住・定住	104
第6章	みんなで力を合わせてつくるまち	106
6-1	人権尊重・男女共同参画	106
6-2	コミュニティ	108
6-3	町民参画・協働	110
6-4	行財政	112
第7章	重点プロジェクト	116
資料編		123
1	成果指標一覧	124
2	総合計画（2023～2027）に関連する個別計画等一覧	132
3	総合計画（2023～2027）策定体制図	134
4	総合計画（2023～2027）策定の経過	135

第1部 総論

第1章 はじめに

○町民等参加による計画づくり

本計画は、町民に将来のまちづくりを自分ごととしてとらえていただくため、子どもから大人まで幅広い年代の方々や町外の学生に参画いただきながら策定しました。

1 計画策定で重視したこと

本計画は、これまでの総合計画の課題等を踏まえ、新たな時代の総合計画として、次のことを重視して策定しました。

◆ “読んで、見てわかる” 計画づくり

本町にかかわる多くの人々が本計画を読んで理解し、まちづくりに積極的に参画・協働することができるよう、策定過程における町民参画、町民ニーズの反映を重視するとともに、町民の目線に立った、シンプルでわかりやすい構成・内容・表現とし、“読んで、見てわかる” 計画として策定しました。

◆ “強み” を活かす計画づくり

本町ならではの魅力をさらに高め、町民がずっと住みたくなるまちづくり、町外の人に移り住みたくなるまちづくりを進めるため、特性、いわゆる“強み”を再発見・再認識し、それを活かして小野町らしさを追求する、明るく前向きな計画として策定しました。

◆ “持続可能なまち” につながる計画づくり

厳しい財政状況が続く中、自立したまちをつくり上げ、将来にわたって持続していくことができるよう、行財政改革との密接な連携の確保、施策の選択と集中、計画・実施・検証・改善の仕組みの充実などを行い、“行財政運営の効率化”につながる計画として策定しました。

2 「総合計画」とは

「総合計画」とは、全国それぞれの地方自治体が、将来どのようなまちになることを目指すのか、そしてそれを実現するために、どのような取り組みを行うのかをまとめた計画です。

多くの地方自治体では、目指す将来像やまちづくりの方向性などを示した「基本構想」と、それに基づく主な取り組みなど示した「基本計画」で総合計画を構成しています。

本町では、計画的に業務を進めるため、分野ごとにたくさんの計画を策定していますが、総合計画は、こうした計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、最も重要な計画です。

3 計画策定の目的

本町では、平成29年度に「未来へ おのまち総合計画」（平成30年度から令和4年度までの5年間の計画）を策定し、『人も自然も元気 みんなの笑顔が かがやくまち』という将来像の実現に向けた様々な取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、この計画の策定後、およそ5年を経過した今日、少子高齢化・人口減少の急速な進行や全国各地における大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、社会環境は大きく変化しているほか、これらに伴い、町民ニーズも大きく変化し、新たな課題が生まれてきました。

こうした社会環境や町民ニーズの変化に的確に対応しつつ、より一層魅力と活力のある小野町をつくり上げ、将来にわたって持続していくため、新しい総合計画をここに策定します。

第2章 計画の役割、構成と期間

1 計画の役割

本計画は、次のような役割を持つ計画として策定しました。

小野町民にとっては

まちづくりの共通目標

まちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働するための共通目標です。

小野町行政にとっては

総合的な経営指針

新たな時代の自立した小野町をつくり上げ、将来にわたって持続していくための総合的な経営指針です。

国・福島県・周辺自治体に対しては

小野町の主張・情報発信

施策実現に向けた協力要請など小野町の主張を示すとともに、小野町の情報を広く発信するものです。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つからなっています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

基本構想

本町が5年後に目指す将来像と、それを実現するための計画の体系や方針などを示したものです。

計画の期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、各分野において取り組む主要な施策や成果指標などを示したものです。

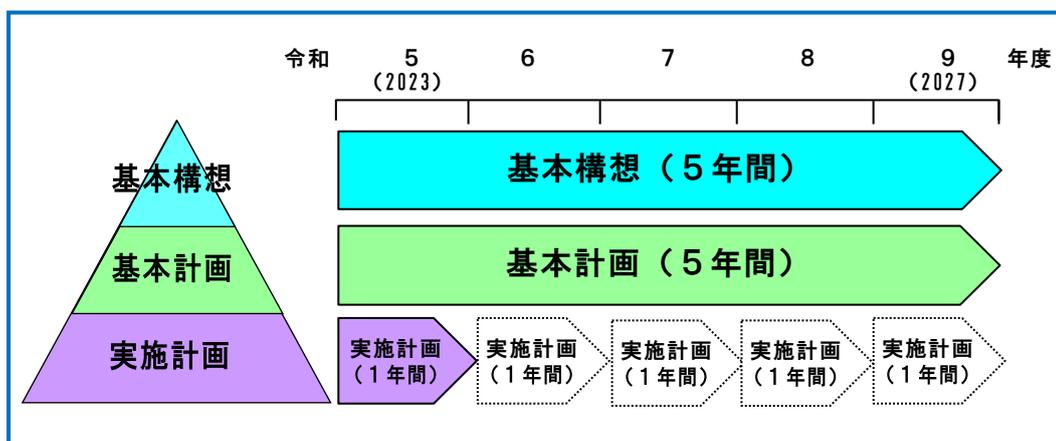
計画の期間は基本構想と同様に、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事業名や事業内容、事業費などを示したもので、別途策定します。

計画の期間は1年間とし、毎年度見直しを行います。

計画の期間



第3章 小野町の現状と課題

1 町の概要

(1) 位置と地勢

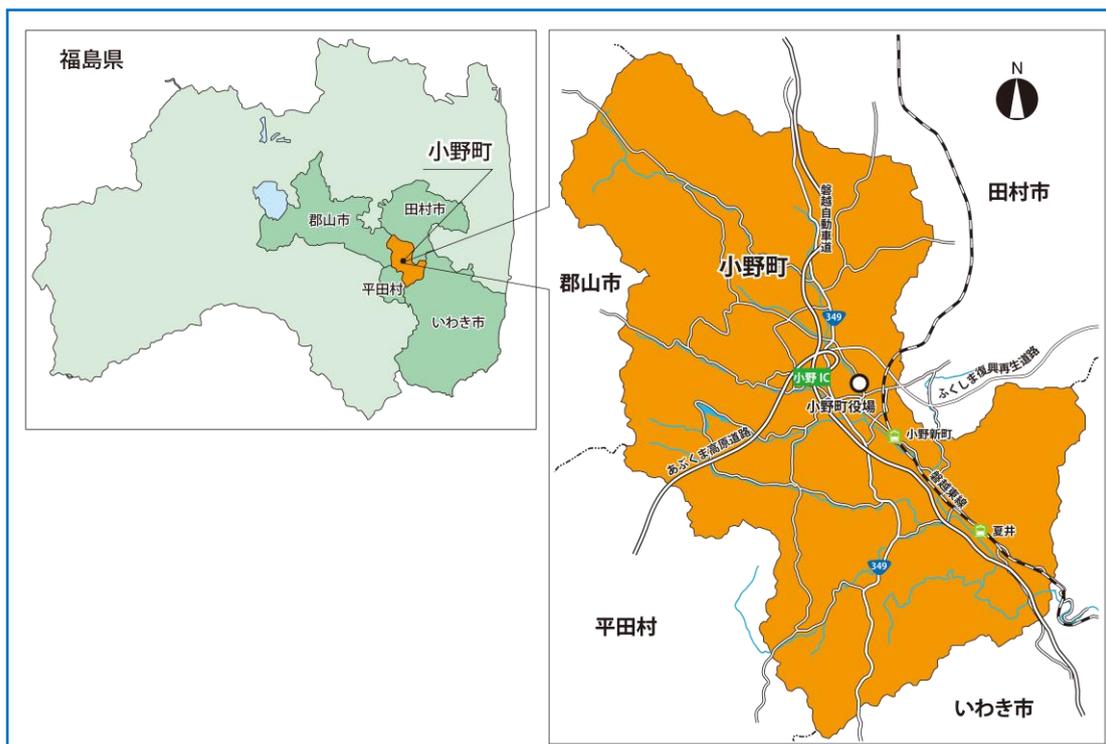
福島県の中通りと浜通りを隔てる阿武隈高地の中部に位置する、標高700mを超える山々に囲まれた丘陵地帯。

本町は、福島県の中通りと浜通りを隔てる阿武隈高地の中部、田村郡の南部に位置し、北から東にかけては田村市、東から南にかけてはいわき市、西は平田村と郡山市に接しています。

東西12.45km、南北15.95km、総面積125.18km²の町で、四方を高柴山や一盃山、十石山、矢大臣山などの標高700mを超える山々に囲まれた丘陵地帯です。

町の中央には、右支夏井川が流れ、下流の夏井地区で太平洋に注ぐ夏井川と合流しています。その流域の平坦地に市街地が形成されているほか、夏井川水系の支流として、車川や黒森川、十石川などの河川が流れ、これらの流域に耕地が形成されています。

小野町の位置と概要



(2) 町の歩み

「昭和の大合併」により、昭和30年に小野新町・飯豊村・夏井村の1町2村が合併して小野町が誕生した。

言い伝えによると、本町の発祥は天武天皇、持統天皇の時代（西暦670～680年頃）に遡ります。

その後、桓武天皇の時代（西暦800年頃）に、征夷大將軍として朝廷の命を受けた坂上田村麻呂が、当時蝦夷地（えぞ）といわれていたこの地を含む地帯一帯に大和の新しい文化をもたらしたこと、坂上田村麻呂の東征後にこの地にやってきた小野篁（おののたかむら）によって産業・文化が伝えられたことが今日の小野町の基をなしたといわれています。

町内の歴史ある神社・寺院の多くも西暦800年前後に創建、開基をみています。

その後、次々と支配層が交代する激動の中世、近世を経て、明治22年の町村制施行により、小野新町村・飯豊村・夏井村が発足しました。また、明治29年に、小野新町村は町制を施行して小野新町となりました。

その後、「昭和の大合併」により、昭和30年に、これら1町2村が合併して現在の小野町が誕生しました。

そして「平成の大合併」の時代を迎え、本町も合併について検討しましたが、合併せずに自立する方針を決定し、現在に至っています。

(3) 人口

① 総人口

総人口は令和2年の国勢調査で9,471人。直近5年間の減少率が最も高く、減少が加速している。

本町の総人口は9,471人で、平成27年の10,475人から1,004人減少し、減少率は9.6%となっています。これまでの推移をみると、直近5年間の減少率が最も高く、減少が加速していることがわかります。

県中地域12市町村の直近5年間の推移をみると、本町は減少率が高い方から3番目で、人口減少が大きい自治体となっています。

総人口と減少数・減少率

	人口(人)	減少数(人)	減少率(%)
平成17年	12,105	450	3.6
平成22年	11,202	903	7.5
平成27年	10,475	727	6.5
令和2年	9,471	1,004	9.6

資料：国勢調査

国、県、県中地域との比較（直近5年間の減少率が低い順）

		平成27年の 人口(人)	令和2年の 人口(人)	減少数 (人)	減少率 (%)
県 中 地 域	鏡石町	12,486	12,318	168	1.3
	郡山市	335,444	327,692	7,752	2.3
	須賀川市	77,441	74,992	2,449	3.2
	玉川村	6,777	6,392	385	5.7
	三春町	18,304	17,018	1,286	7.0
	天栄村	5,611	5,194	417	7.4
	石川町	15,880	14,644	1,236	7.8
	浅川町	6,577	6,036	541	8.2
	田村市	38,503	35,169	3,334	8.7
	小野町	10,475	9,471	1,004	9.6
	古殿町	5,373	4,825	548	10.2
	平田村	6,505	5,826	679	10.4
福島県	1,914,039	1,833,152	80,887	4.2	
全国	127,094,745	126,146,099	948,646	0.7	

資料：国勢調査

② 年齢別の人口

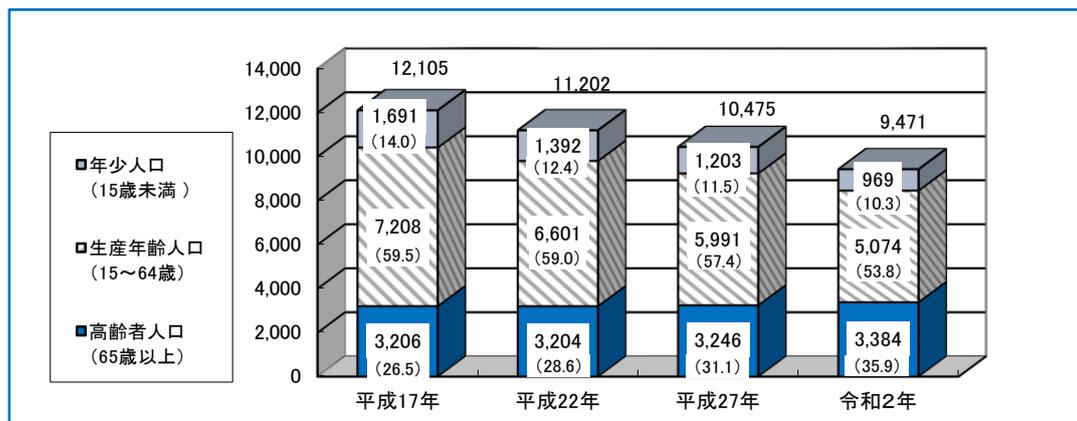
国や県よりも少子高齢化が進行しており、特に高齢化が急速に進んでいる。

年齢（3区分）別の人口は次のとおりで、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が大幅に減少し、65歳以上の高齢者人口が微増傾向にあります。

それぞれの比率を全国及び福島県と比べると、年少人口比率は全国平均や福島県平均を下回り、高齢者人口比率は全国平均や福島県平均を大幅に上回り、少子高齢化が進行していること、特に高齢化が急速に進んでいることがわかります。

年齢（3区分）別人口の推移

（単位：人・％）



注) 総人口には年齢不詳を含む（比率は年齢不詳を除いて算出）。 資料：国勢調査

年齢（3区分）別人口比率の全国・福島県との比較（令和2年）

	全国	福島県	小野町
年少人口比率（％）	12.1	11.5	10.3
生産年齢人口比率（％）	59.2	56.7	53.8
高齢者人口比率（％）	28.7	31.7	35.9

注) 比率は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査

(4) 就業構造

① 就業者総数

就業者総数は4,785人。就業者総数の減少率は、総人口の減少率よりも大幅に高く、特に就業している町民の減少が急速に進んでいる。

本町の就業者総数は4,785人で、平成27年の5,503人から718人減少し、減少率は13.0%となっています。

総人口の減少率(9.6%)と比べると、大幅に高くなっており、特に就業している町民の減少が急速に進んでいることがわかります。

就業者総数と減少数・減少率

	就業者総数(人)	減少数(人)	減少率(%)
平成17年	6,321	287	4.3
平成22年	5,470	851	13.5
平成27年	5,503	+33	+0.6
令和2年	4,785	718	13.0

注) 就業者総数には分類不能を含む。

資料: 国勢調査

② 産業別の就業者数

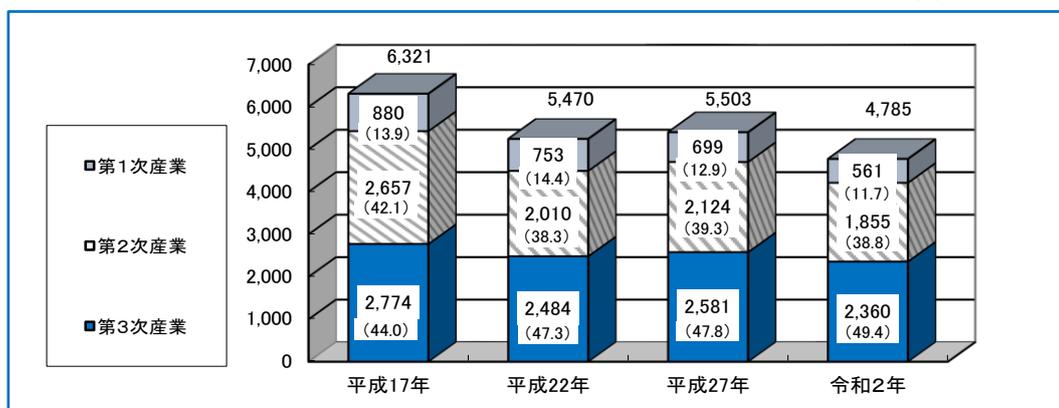
第1次産業と第2次産業に従事する町民の割合が高いことが本町の特徴だが、その人たちの減少が目立つ。

産業（3部門）別の就業者数は次のとおりで、農業、林業などの第1次産業と、建設業、製造業などの第2次産業が大幅に減少し、それら以外の第3次産業が微減傾向にあります。

それぞれの比率を全国及び福島県と比べると、第1次産業就業者比率と第2次産業就業者比率は全国平均や福島県平均を大幅に上回り、第3次産業就業者比率は全国平均や福島県平均を大幅に下回り、第1次産業（農林業）と第2次産業（製造業が約7割）に従事する町民の割合が高いことが本町の特徴となっています。

就業者総数・産業（3部門）別就業者数の推移

（単位：人・％）



注) 就業者総数には分類不能を含む（比率は分類不能を除いて算出）。資料：国勢調査

産業（3部門）別就業者比率の全国・福島県との比較（令和2年）

	全国	福島県	小野町
第1次産業就業者比率（％）	3.5	6.3	11.7
第2次産業就業者比率（％）	23.7	29.7	38.8
第3次産業就業者比率（％）	72.8	64.0	49.4

注) 比率は年齢不詳を除いて算出。

資料：国勢調査

(5) 人口の推計と見通し

人口ビジョンにおける人口推計

国が提供した推計ツールを使用し、本町の人口（国勢調査ベース）を推計すると、次のとおりとなっています（「小野町人口ビジョン※1」より）。

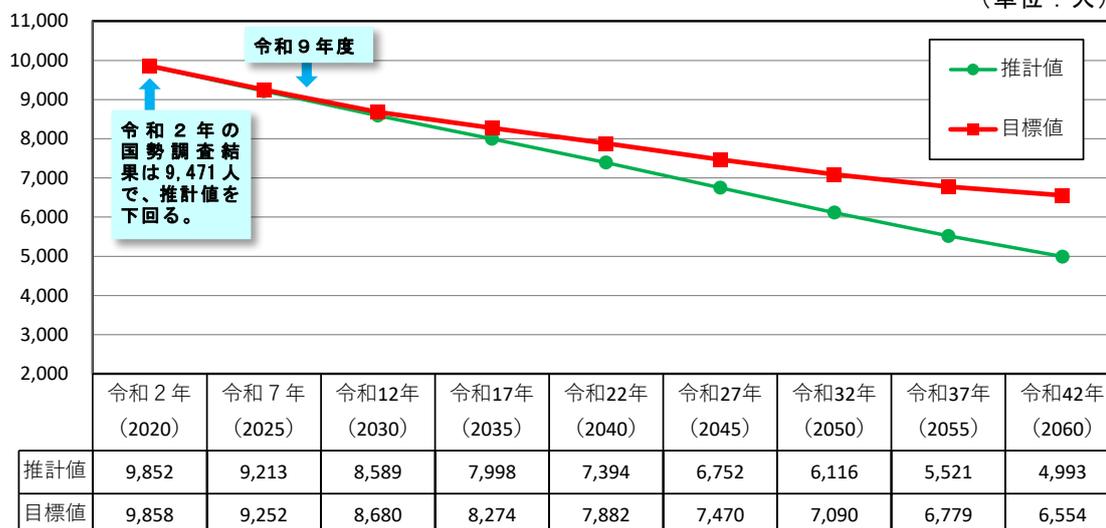
なお、同ビジョンでは、本町の将来人口目標として、令和42（2060）年に6,554人を旨すと定めており、本計画の目標年度である令和9（2027）年度の推計値と目標値については、その過程の数値（按分して算出）となっています。

令和9（2027）年度の人口の推計値と目標値

推計値：8,963人
目標値：9,023人

長期的な人口の推計値と目標値（「小野町人口ビジョン」より）

（単位：人）



注1）推計値は、国提供の推計ツール（令和元年福島県版）により、平成27年までの国勢調査結果を使用し、令和元年度に推計したものの。

注2）目標値は、合計特殊出生率や社会増減を望ましい値に設定した町独自の推計による。

※1 小野町の総人口や年齢構成がどのように変化してきたか、その要因はどのようなものであったかを分析し、人口の将来展望を示すもの。

『参考』直近5年間の変化率による人口推計

「小野町人口ビジョン」では、国提供の推計ツール『コーホート要因法^{※2}』による人口推計と目標値の設定を行っていますが、推計に必要な数値の一部は国が提供するため、公表されるまでは推計を行うことができません。

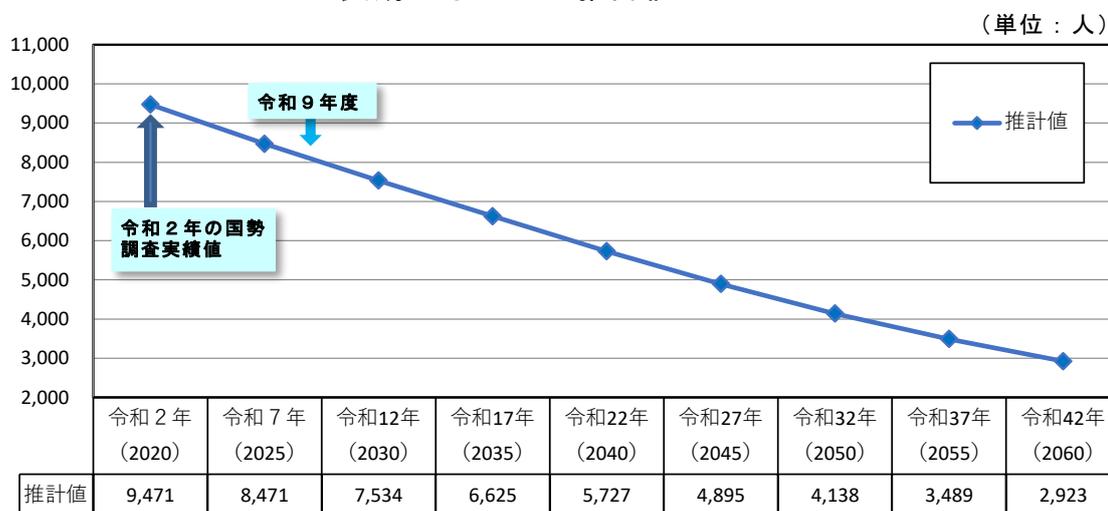
直近の人口動向を把握するため、参考として、平成27年から令和2年の人口の変化率を用いた『コーホート変化率法^{※3}』による人口推計を行いました。

なお、本計画の目標年度である令和9（2027）年度の推計値については、その過程の数値（按分して算出）となっています。

令和9（2027）年度の人口の推計値

推計値：8,096人

長期的な人口の推計値



注) 推計値は、コーホート変化率法により、平成27年と令和2年の国勢調査結果を使用し、令和4年度に推計したものの。

※2 自然増減（出生と死亡）及び純移動（転出入）という2つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

※3 過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法。

2 町の特性

本町は、その昔、この地にやってきて当地方を治めた小野篁（おののたかむら）と、この地の長者の娘であった愛子（めずらこ）の間に生まれたとされている「小野小町」生誕の地伝説のある歴史ロマンが息づくまちです。



町の公式イメージキャラクター「小桜ちゃん」も小野小町をモチーフにデザインされています。



まちづくりを進める上で、本町の“強み”を活かす視点に立ち、本町の代表的な特性をまとめると、次のとおりです。

1 恵まれた立地条件・交通条件

本町は、郡山市といわき市のほぼ中間点に位置し、古くから福島県の沿岸部と内陸部をつなぐ交通の要衝として発展してきました。

現在、高規格道路として、磐越自動車道とあぶくま高原道路が走り、小野インターチェンジによって磐越自動車道と東北自動車道及び常磐自動車道がつながっているほか、公共交通として、JR磐越東線や路線バス、高速バスが走り、郡山市やいわき市へ容易にアクセスできるなど、交通の要衝としての位置づけは今も変わっていません。

さらに、本町と浜通り地方をつなぐふくしま復興再生道路の整備が進められており、様々な分野で本町の発展可能性が高まることが期待されています。



2 県立自然公園に代表される豊かな自然

本町は、山々に囲まれた丘陵地帯であり、緑輝く森林や田園地帯、太平洋に注ぐ夏井川やその支流のうるおいのある水辺空間、そして澄んだ空気に包まれた、豊かな自然が息づくまちです。

特に、高柴山、東堂山、矢大臣山の3地区は、優れた自然環境・景観を誇り、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されており、高柴山にはヤマツツジ、矢大臣山にはアズマギクが群生し、多くの観光客が訪れます。



また、東堂山のスギ、高柴山のヤマツツジ、諏訪神社の大スギが「ふくしま緑の百景」に選ばれています。



夏井川両岸には、約5kmにわたって約1,000本のソメイヨシノが咲き誇り、桜の名所となっています。

3 おいしい農産物を生み出す農業

本町では、古くから葉たばこの生産が盛んに行われるなど、農業を主要産業として発展してきました。

現在、米づくりや畜産を主体に、準高冷地の冷涼な気候や昼夜の寒暖差の大きい地域特性を活かした野菜の生産などが行われています。

特に、健康な土で栽培されたトマト、いんげん、長いも、にんにくなどの「ミネラル野菜」は、本町の特産品となっています。

また、黒にんにくの加工・販売をはじめとする6次産業化の取り組みも行われています。



4 充実した子育て環境と教育環境

本町では、子育て世代包括支援センター^{※4}及び子ども家庭総合支援拠点^{※5}を設置しています。そのほか、認定こども園等との連携、一時預かりや放課後児童クラブをはじめとする様々な子育て支援サービスの提供、結婚から子育て期の段階的節目における切れ目ない経済的支援など、子育て世帯を支える取り組みを積極的に行い、充実した子育て環境にあります。

また、小中学校の教育環境の充実や「生きる力」を育む教育活動の推進、地域と連携したコミュニティ・スクール^{※6}の充実など、未来を担う子どもの教育環境の充実にも力を入れています。



5 安心して暮らせる保健・医療・福祉環境

本町には、地域の中心的な医療機関として、広域的に運営している公立小野町地方総合病院があるほか、郡山市やいわき市などの周辺都市の医療機関にも比較的近く、医科診療所が6か所、歯科診療所は3か所あるなど恵まれた医療環境にあります。

また、保健・福祉面においても、田村医師会、社会福祉協議会等と連携し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない保健サービスや、介護予防を重視した福祉・介護サービスの提供に取り組み、安心して暮らせる保健・医療・福祉環境にあります。



※4 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談・支援を行う機能。

※5 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援等を行う機能。

※6 学校運営協議会制度。地域や学校の実情に応じて学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりをしていくための仕組み。

3 町民ニーズ

本町では、計画策定への町民参画、町民ニーズの反映を重視し、町民・高校生・中学生を対象としたアンケート調査や「小野町まちづくりワークショップ」を行いました。

その概要と主な結果（抜粋）は、次のとおりです。

アンケート調査の概要

	町民	高校生	中学生
調査対象	18歳以上の町民	町内に居住する高校生（全員）	町内に居住する中学生（全員）
配布数	2,500	239	238
調査方法	郵送配布・返信用封筒による回収	郵送配布・返信用封筒による回収	学校での配布・回収
調査時期	令和4年6月	令和4年6月	令和4年6月
有効回収数	1,001	83	229
有効回収率	40.0%	34.7%	96.2%

「小野町まちづくりワークショップ」の概要

内 容	
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般公募町民 5人 ・ 各種団体代表者 15人 ・ 福島大学 学生 6人 ・ 郡山女子大学 学生 5人 ・ 福島工業高等専門学校 生徒 10人（ファシリテーター・グラフィッカー） ・ 振興計画策定本部ワーキンググループ員 11人（オブザーバー）
グループ分け	<ul style="list-style-type: none"> ・ A班【子育て・教育・文化】 ・ B班【健康・福祉】 ・ C班【産業・観光・雇用】 ・ D班【生活環境・防災】 ・ E班【地域づくり（人づくり・協働）】
実施日と実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 令和4年9月9日 テーマ：「<u>まちの将来像を考える</u>」（グループワークと発表） ・ 第2回 令和4年9月28日 テーマ：「<u>まちの課題を掘り下げる</u>」（グループワークと発表） ・ 第3回 令和4年10月26日 テーマ：「<u>課題の解決方法を考える</u>」（グループワークと発表）

(1) アンケート調査にみる町民ニーズ

① 町への愛着度と今後の定住意向(町民・高校生・中学生)

■町への愛着度

【町 民】“愛着を感じている” 68.0%

【高 校 生】“愛着を感じている” 59.1%

【中 学 生】“愛着を感じている” 66.3%

(“愛着を感じている”は「とても愛着を感じている」と「どちらかといえば愛着を感じている」の合計比率)

■今後の定住意向

【町 民】“住みたい” 68.6%

【高 校 生】“住みたい” 28.9%

【中 学 生】“住みたい” 38.0%

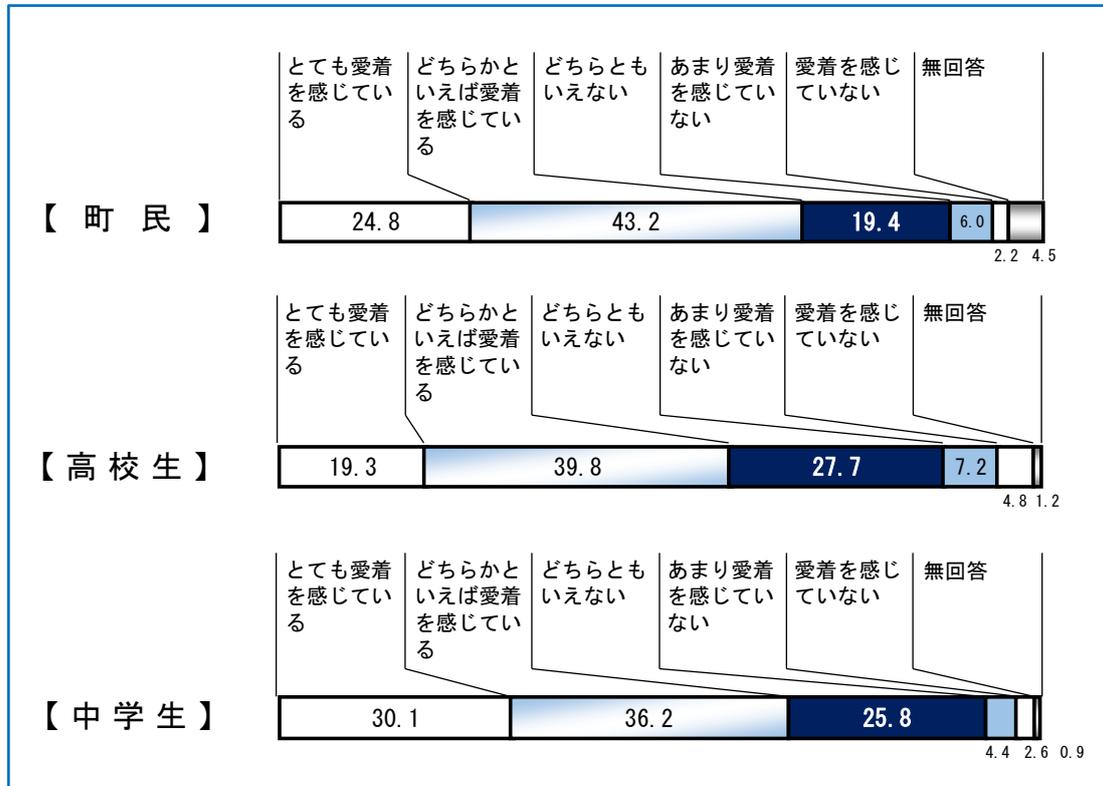
(“住みたい”は「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」の合計比率)

町への愛着度と今後の定住意向については、上記のとおりで、愛着度は町民・高校生・中学生ともに高いものの、定住意向は高校生と中学生が目立って低く、「町に対して愛着を感じているが、住みたいとは思わない」という中高生が多いと考えられます。

これらのことから、高い愛着度を維持するとともに、中高生をはじめとする若い世代の定住意向を強める環境づくりをいかに進めていくかが今後の大きな課題としてあげられます。

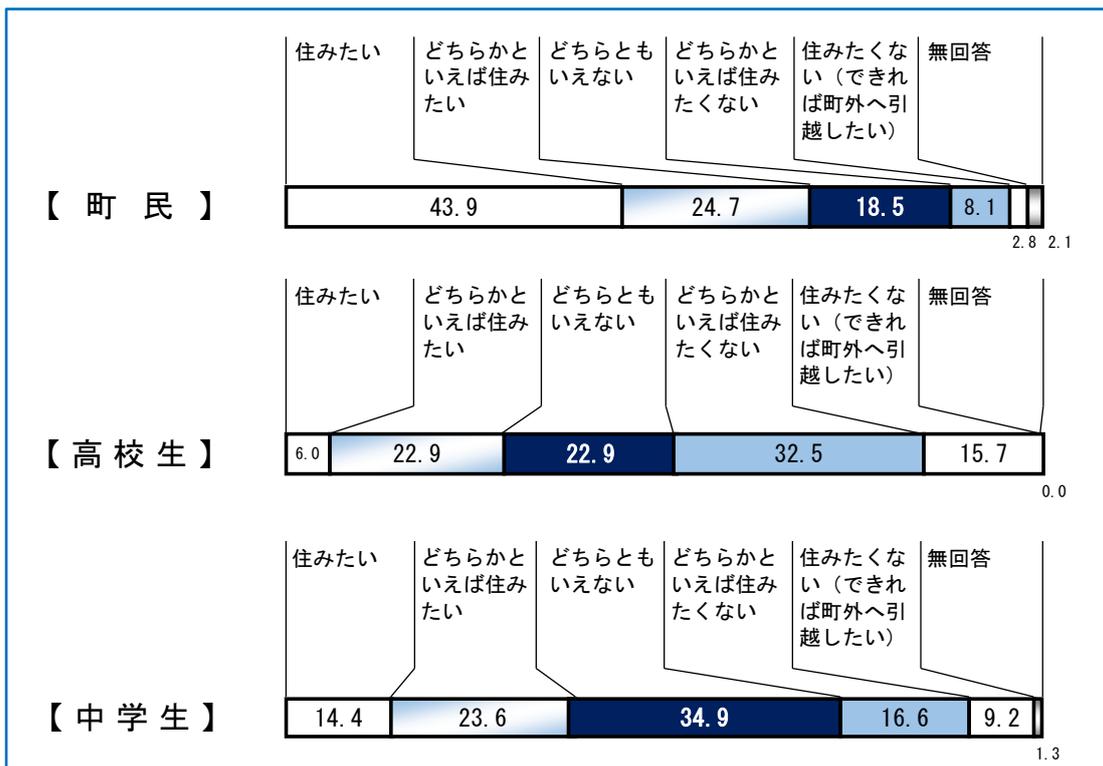
町への愛着度（町民・高校生・中学生）

（単位：％）



今後の定住意向（町民・高校生・中学生）

（単位：％）



② 町の各環境に関する満足度（町民）

■満足度が高い項目

- 第1位 消防・救急体制
- 第2位 防災体制
- 第3位 保健サービス提供体制
- 第4位 放射能対策
- 第5位 高齢者支援体制

■満足度が低い項目

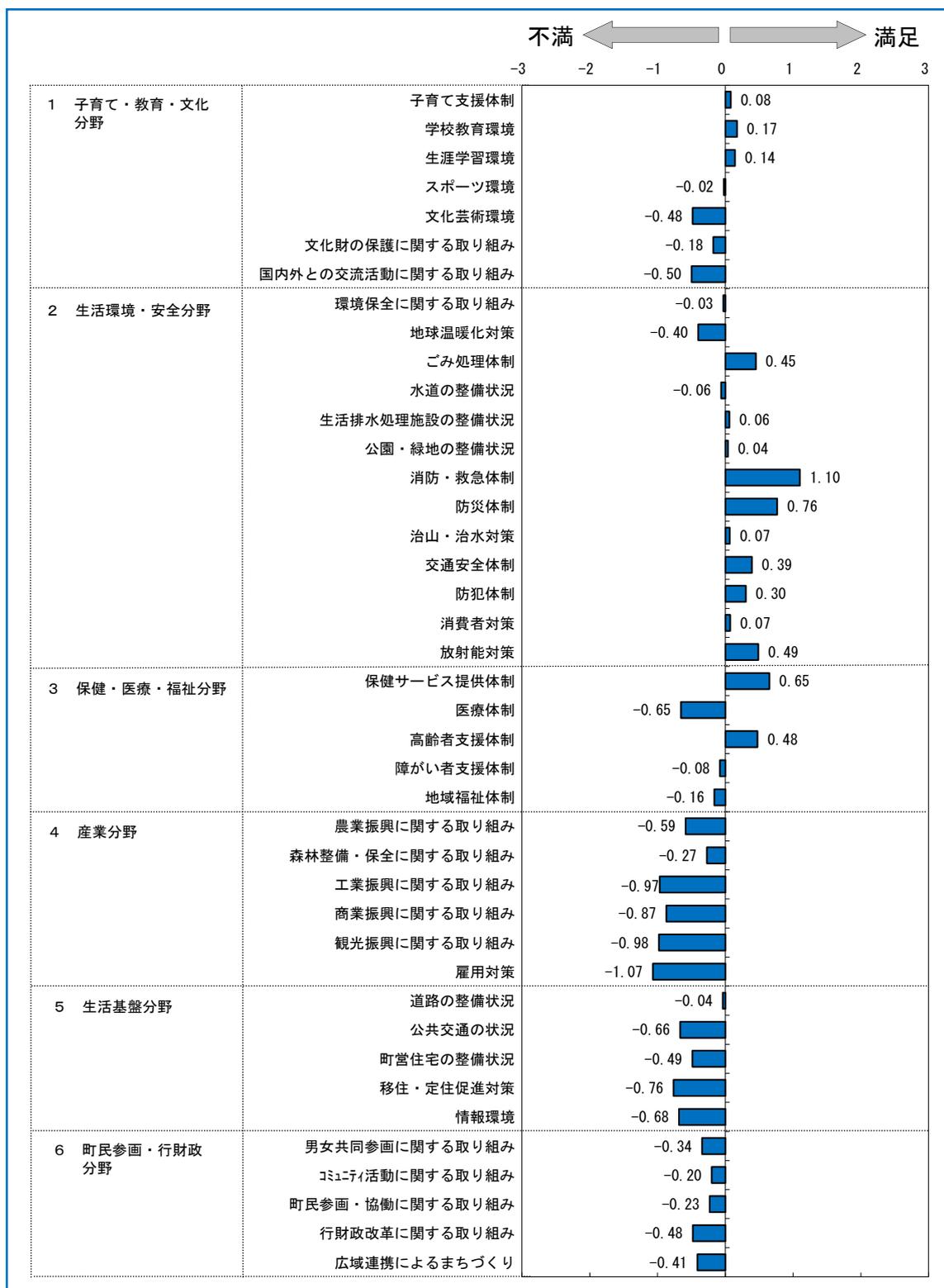
- 第1位 雇用対策
 - 第2位 観光振興に関する取り組み
 - 第3位 工業振興に関する取り組み
 - 第4位 商業振興に関する取り組み
 - 第5位 移住・定住促進対策
-

町の各環境に対する町民の満足度を把握するため、6分野 41 項目を設定し、項目ごとに、A「満足している」、B「どちらかといえば満足している」、C「どちらともいえない」、D「どちらかといえば不満である」、E「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりで、生活環境・安全分野（特に安全分野）の満足度が高く、産業分野と生活基盤分野、行財政分野の満足度が低く、特に、雇用対策、観光、工業、商業、移住・定住、情報環境、公共交通等に関する項目の満足度が低く、これらに課題を残しているといえます。

町の各環境に関する満足度（町民）

（単位：評価点）



注) 評価点は、「満足している」の回答者数×10点+「どちらかといえば満足している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「どちらかといえば不満である」の回答者数×-5点+「不満である」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

③ 町の各環境に関する重要度（町民）

■重要度が高い項目

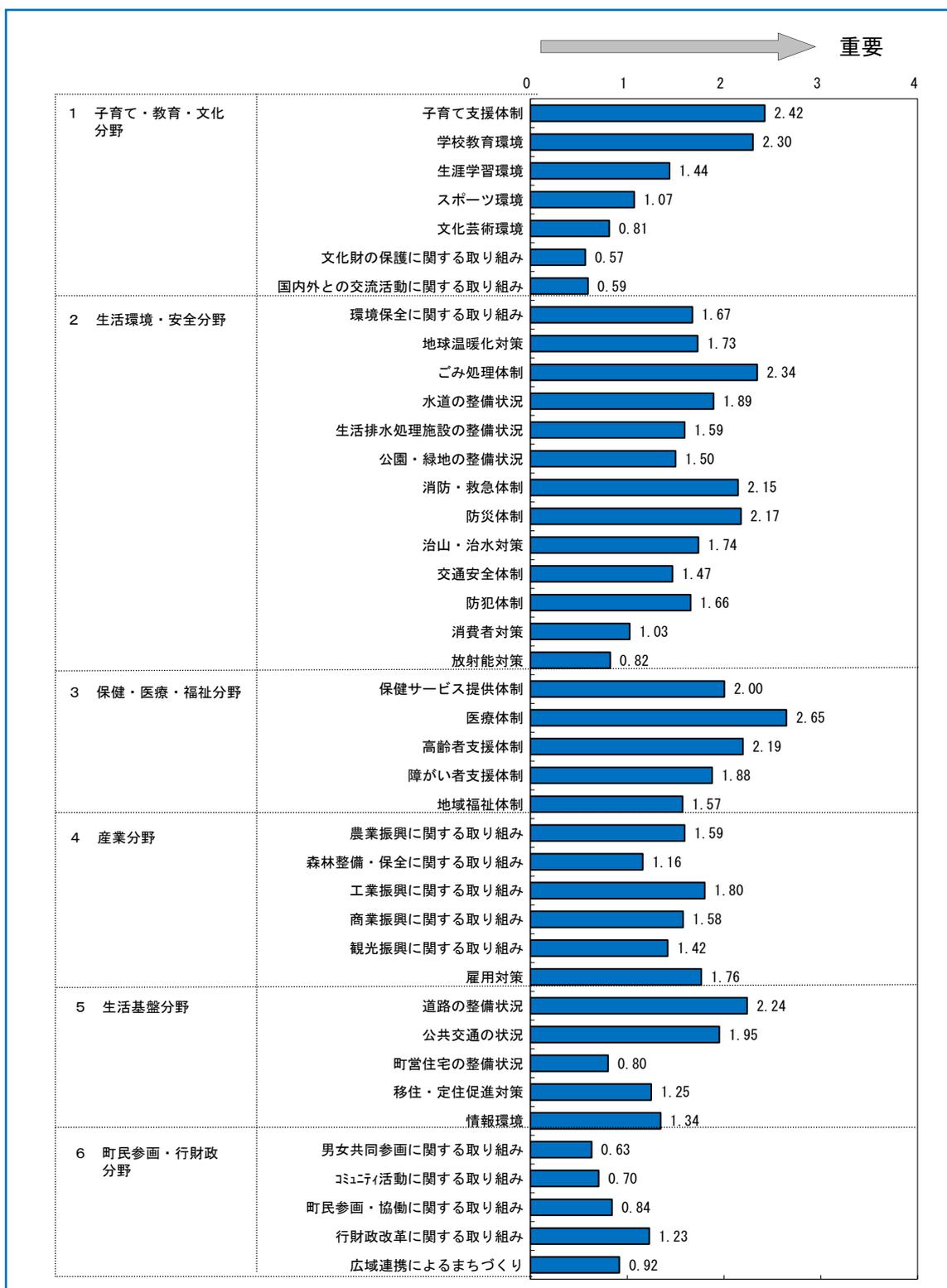
- 第1位 医療体制
 - 第2位 子育て支援体制
 - 第3位 ごみ処理体制
 - 第4位 学校教育環境
 - 第5位 道路の整備状況
 - 第6位 高齢者支援体制
 - 第7位 防災体制
 - 第8位 消防・救急体制
 - 第9位 保健サービス提供体制
 - 第10位 公共交通の状況
-

町の各環境に対する町民の重要度を把握するため、満足度と同じ6分野41項目について、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、上記のとおりで、これら上位10項目をみると、生活環境・安全分野の項目が3項目、保健・医療・福祉分野の項目が3項目、子育て・教育・文化分野の項目が2項目、生活基盤分野の項目が2項目となっており、“快適で安全な住環境の整備”と“保健・医療・福祉の充実”、“子育て環境・教育環境の充実”、そして“道路・公共交通の充実”が重視されていることがうかがえます。

町の各環境に関する重要度（町民）

（単位：評価点）



注) 評価点は、「重視している」の回答者数×10点+「やや重視している」の回答者数×5点+「どちらともいえない」の回答者数×0点+「あまり重視していない」の回答者数×-5点+「重視していない」の回答者数×-10点)÷(それぞれの回答者数の合計)により算出。

④ 今後のまちづくりの特色（町民・高校生・中学生）

■今後のまちづくりの特色

【町民】

第1位 子育て・教育のまち

第2位 健康・福祉のまち

第3位 安全・安心のまち

【高校生】

第1位 商工業のまち

第2位 快適住環境のまち

第3位 子育て・教育のまち

【中学生】

第1位 子育て・教育のまち

第2位 安全・安心のまち

第3位 快適住環境のまち

今後のまちづくりの特色については、上記のとおりで、町民については、前問の「町の各環境に関する重要度」の結果を裏づけるように、“子育て環境・教育環境の充実”や“保健・医療・福祉の充実”、“災害に強く、犯罪・事故のないまちづくり”が重視されていることがうかがえます。

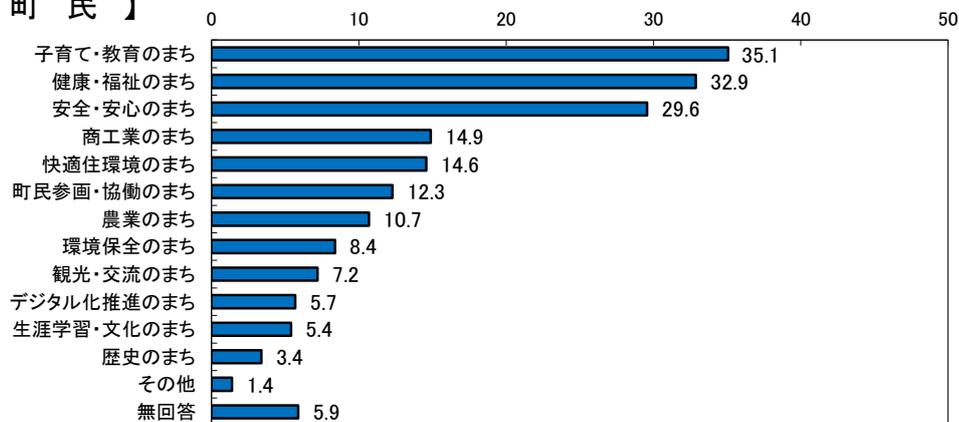
高校生及び中学生のアンケート結果と比較すると、かなりの違いがみられますが、「子育て・教育のまち」が共通して重視されており、年齢層にかかわらず、“子育て環境・教育環境の充実に関心が集まっていることがうかがえます。

また、高校生では「商工業のまち」が第1位で、“買物の場や働く場の充実”が重視されていること、中学生では「安全・安心のまち」が第2位で、“災害に強く、犯罪・事故のないまちづくり”が重視されていることが特徴的な結果となっています。

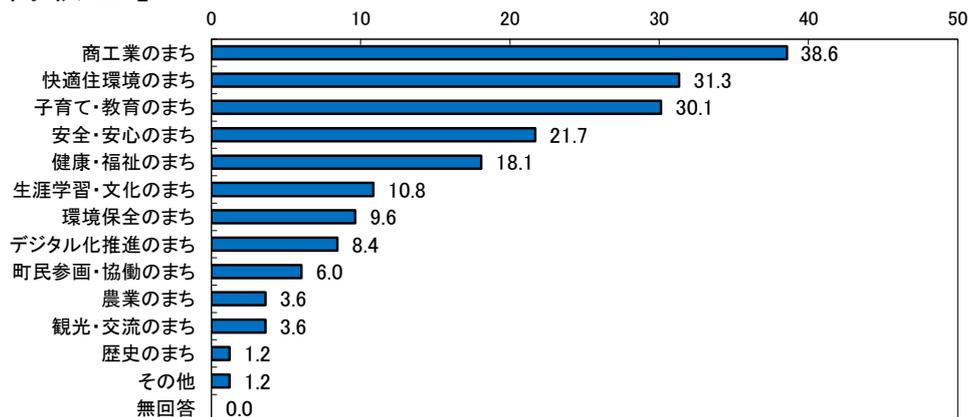
今後のまちづくりの特色（町民・高校生・中学生）

（単位：％）

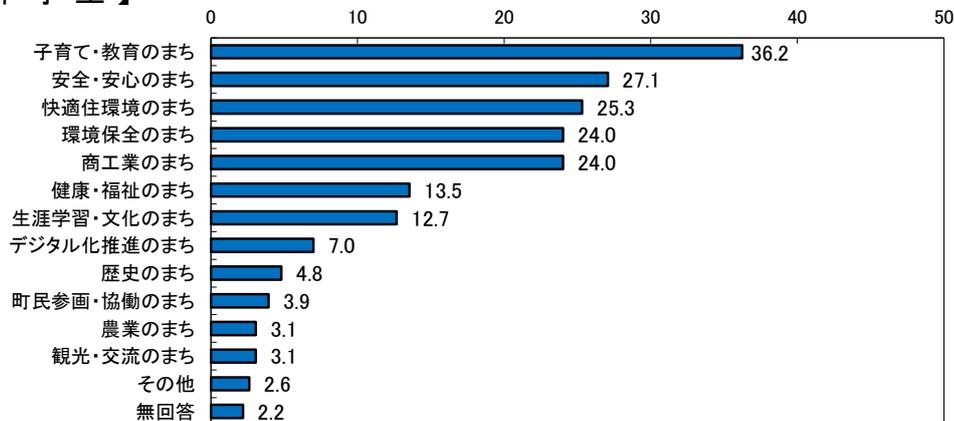
【町民】



【高校生】



【中学生】



(2) 「未来へ おのまち総合計画 (H30～R4)」 基本目標ごとの達成状況

現行計画では、将来像「人も自然も元気 みんなの笑顔が かがやくまち」の実現に向け、4つの基本目標と38の施策に取り組んでいます。計画期間5年のうち4年が経過した令和3年度までの実績をもとに、庁舎内部で定性的評価と定量的評価の両方から総合的に点検・評価を行いました。

評価の結果、38の「施策」のうち、A評価が6(15.8%)、B評価が23(60.5%)、C評価が9(23.7%)、D評価はなしで、A評価とB評価の「施策」があわせて29(76.3%)と8割弱のほり、総合評価はBとなっており、『未来へ おのまち総合計画』は、概ね順調に進捗しています。

内部評価基準 A_順調に推移した(目標を達成した)。
 B_一定の進捗があった(目標未達成のものもあるが、一定の進捗があった)。
 C_進捗が遅れた(現状を下回るものが多くあった)。
 D_進捗は大幅に遅れた(現状を大幅に下回った)。

基本目標	施策分野	施策数					内部評価
		A	B	C	D	計	総合評価
① 子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために	【子育て・教育・文化分野】 子育て支援、幼児教育、小中学校教育、国際化、読書活動、芸術・文化など	3	3	2	-	8	A
② 便利で住みよいきれいな町を目指して	【生活環境・生活基盤分野】 公共施設等、情報発信、ごみ、公営住宅、生活排水処理、水道、公共交通、インター周辺開発、定住・移住、観光、消防・防災、防犯、河川改修、道路・駅前空間、再生可能エネルギーなど	3	10	3	-	16	B
③ 将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ	【保健・医療・福祉分野】 健康づくり、スポーツ、医療、障がい者支援、高齢者支援、地域福祉など	-	6	2	-	8	B
④ 働く喜びをみんなを感じるために	【産業分野】 農業、特産品、林業・森林環境、商工業、企業立地など	-	4	2	-	6	B
計画全体		6	23	9	-	38	B

(3) アンケート調査結果（満足度）と基本目標ごとの達成状況との比較

「未来へ おのまち総合計画」の基本目標に掲げた 38 施策について行った内部評価の結果と町民アンケート調査における満足度との比較を行いました。

比較の結果、基本目標 1（子育て・教育・文化分野）について、内部評価「A」、満足度「B」、基本目標 4（産業分野）について、内部評価「B」、と満足度「C」となっており、内部評価の結果と町民が感じる満足度に差がみられました。

このことから、施策の効果が町民の実感につながっておらず、積極的かつわかりやすい情報発信や町民ニーズを踏まえた施策の見直しが必要であると考えられます。

満足度評価基準 A_満足している B_どちらかといえば満足している C_どちらともいえない
D_どちらかといえば不満である E_不満である

基本目標	町民アンケート調査結果			内部評価
	満足度が低い項目	満足度が高い項目	満足度	総合評価
① 子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外との交流活動 ・文化芸術環境 		B	A
② 便利で住みよいきれいな町を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住促進対策 ・情報環境 ・公共交通の状況 ・町営住宅の整備状況 ・地球温暖化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・救急体制 ・防災体制 ・放射能対策 ・ごみ処理体制 	B	B
③ 将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健サービス提供体制 ・高齢者支援体制 	B	B
④ 働く喜びをみんなで感じるために	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用対策・観光振興 ・工業振興・商業振興 ・農業振興 		C	B
計画全体			B	B

(4) 「小野町まちづくりワークショップ」にみる 提案

班	まちの将来像 込めた想いや まちの強み、らしさ	課題	課題の 解決方法
A班 【子育て・ 教育・文化 分野】	未来を育み守る 離れたくない町 小野町	①学力や運動能力の低下 ・集中力がない→運動する機会の減少 ・部活やスポ少の選択肢が少なく、やりたいスポーツが無かったり、親にやらされている ・親も送迎の負担やお金がかかる ②子供が減少し、歴史の継承ができない ・高齢者と若い世代のコミュニケーションが少なく、若い人の意見が尊重されなかったり、若い世代に任せてもらえなかったりする ・時代が変化しているにもかかわらず、創造する体制がつくられていない ・料理や祭りなど、中学生までの思い出作りが無いと地元離れが進む	①習慣づくり ○行政 イベントの企画提案・情報発信 ○企業 イベントへの参加促進・提案 ○家庭 子どもと一緒に勉強や運動をする ②高齢者とのコミュニケーションを増やす ○行政 機会を創出する ○企業 資金提供 ○家庭 子どもとのコミュニケーションを増やす
	・町の人々のつながり ・個性的な方が多い ・自分の意見、生き方がある ・高齢者の方がやさしい ・災害や犯罪が少ない ・故郷として帰ってきたいまち ・みんなで子供を育てるまち ・子どもの個性を伸ばせるまち ・離れたくないまち ・災害から守られるまち ・健康第一のまち ・協力しあえるまち ・子育てを楽しくできるまち		
B班 【健康・福 祉分野】	挑戦できる！安心できる！愛があふれる！緑があふれる！できるとあふれるがいっぱい 小野町	①健康状態が悪い人が多い（肥満と虫歯の数が県内での高い順位にある） ・食生活、車社会 ・健康づくりの機会がない（ジム） ・運動に対する意識が低い ②介護の負担が大きい ・介護関連の職業の給料が安い ・老人が増加 ・介護人材の不足 ・若い世代が家族と同居しない	①健康促進啓発活動 ○行政 ・メタボの未来に関する動画の作成 ・食事の記録や歩数の目標達成者に特産品やポイントをプレゼントする ・運動トレーナーを呼び込み、ジムを活性化させ、町民の運動を促進する ○自治会 行政の取組を住民に周知する ②要介護者を減らす ○行政 介護予防啓発活動 ○自治会・町民 ・地域の仕組みづくり ・町民同士が支え合う
	・笑顔、活気、愛、緑があふれる ・スポーツ、レジャー、勉強、仕事に挑戦できる ・美しい自然、心優しい、文化のまち ・可能性がたくさん ・若者が遊べるまち ・安全、安心のまち（地盤が強い） ・アクセスがいいまち ・スポーツが盛んなまち ・自然に恵まれている ・習い事が充実しているまち ・若者が主体的に挑戦できるまち		
C班 【産業・観 光・雇用分 野】	ゼロ 0 (ono) から 共に作ろう dreamtown 小野	①人が集まらない ②情報発信不足 ・少子高齢化が進んでいる ・若者の減少による企業の撤退 ・農業の施設に対する補助がないため隣の市との格差が大きい ・若い家族が転出してしまう ・魅力がない ・保育料が高い	○企業 ・アイスバーガーを広める 他の地域で売る、コンテスト開催、オリジナルがつくれるようにする。給食での提供等 ・インドネシアタウンを作る ・ふるさと納税返礼品拡充 限定定りちゃん、農業体験 ・移動レストラン（夜も） ○住民 ・町内への就職 ・情報発信 ○行政 ・日本語学校の設置 ・ネット環境の整備
	・住み心地のいいまち ・共に生きるまち ・空気がいい ・発展を楽しむまち ・可能性のまち ・伸びざかりなまち ・「昭和」を感じる ・自然あり！人好し！		

班	まちの将来像	課題	課題の 解決方法
	込めた想いや まちの強み、らしさ		
D 班 【生活環 境・防災分 野】	若者来なんしょ どこでも行ける いつでも帰れる 自然とスポーツがあふれる町 小野町	①災害対応の体制強化 消防団の新入団員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・人命に関わる ・安否確認がしづらい ・災害対応が悪い所に住みたいと思わない ・自然相手のことなので、さきが読めない、お金がない ・災害現場で迅速な動きが出来ない（団員の高齢化） ・日中の災害で動けない ・飲み会等のコミュニケーションが嫌だ ・年代がバラバラ、入りづらい ・消防団＝カッコいい、素敵というイメージがない ②道路環境の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進んで草刈り等の作業ができない ・イベントがないと道路を直してもらえない ・利用頻度による整備の差 ・予算が無い 	①防災訓練の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○企業・事業者 消防団員への理解を深める ○行政 <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認 ・安全対策 ・小中学生のうちから消防団の役割の重要性を理解してもらう ・イベントの実施 ②道路の補修・環境美化・事故防止 <ul style="list-style-type: none"> ○行政 <ul style="list-style-type: none"> ・草刈イベントなどの実施 ・予算確保 ・道路維持専門の部門をつくる ○町民 住民同士で話し合い、防止意識を高める。
	交通の利便性の高さとお野町の将来を担う若者へ焦点を当てて、小野町の強みを活かしたキャッチフレーズ <ul style="list-style-type: none"> ・交通網が多岐にわたるまち ・運動を楽しめるまち ・美味しい店のあるまち ・スポーツが盛んなまち ・自然を気軽に体験できるまち ・芸術、文化の香るまち ・交通、地理の強み 		
E 班 【地域づくり（人づくり・協働）分野】	“みんな”が 観光大使のまち	①情報発信が足りない <ul style="list-style-type: none"> ・活かせられる SNS がない ・発信方法が若者に対して適切でない ②人材不足 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信するにも人材がない ・就職したいところが少なく人が留まらない ・若者の転出が多い 	まちの SNS 部をつくる <ul style="list-style-type: none"> ○企業 SNS の基盤をつくる ○行政 学びの場（特に発信力）を増やす ○町民 <ul style="list-style-type: none"> ・基盤のできた SNS で発信する ・中高生や一般町民を活用する（例） <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームとなるメインアカウントを作成 ・メインから枝分かれしたご飯屋さんや景観、リカちゃんなどそれぞれに特化したアカウントを作成⇒趣味人に任せる ・町を知るきっかけに活用 ・競争意欲を掻き立てるために町民にはいいね数に応じて景品を用意 ・企業には広告などの利益を与える
	【魅力発信を上手に】 <ul style="list-style-type: none"> ・地元の人魅力を知る ・自分たちのまちという意識を大事に ・地元民みんなが自分の思う小野町の魅力を考える 【魅力】 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統のあるお祭り ・安全（災害が少ない） ・みんなが地元の魅力を知っているまち ・あそびが仕事になるまち ・絆あふれるまち ・Uターンする若者が多い ・年収1,000万稼げるまち ・観光地があって楽しめる ・魅力の発信がうまいまち 		

4 社会環境の変化

地方自治体が、今後のまちづくりにおいて踏まえるべき代表的な社会環境の変化をまとめると、次のとおりです。

1 少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国では、出生数の低下に歯止めがかからず、少子化がさらに深刻化しつつあるとともに、高齢化も世界に類をみない速度で進んでおり、すでに超高齢社会を迎えています。

さらに、少子化の進行に伴い、わが国全体の人口も急速に減少してきています。

このような中、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、少子高齢化の進行に即した社会づくりと、戦略的な人口減少対策の推進が求められます。

2 安全・安心への意識の高まり

未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が頻発しているほか、悲惨な交通事故や子どもを巻き込む犯罪、なりすまし詐欺などの特殊詐欺による被害の増加、新型コロナウイルス感染症の流行などを背景に、人々の安全・安心に対する意識がさらに高まっています。

このような中、災害や事故、犯罪に対する危機管理体制の強化、感染症対策の推進など、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

3 地方の産業・経済の低迷

新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰の影響による景気の悪化をはじめ、少子高齢化・人口減少の進行による担い手不足などを背景に、地方の産業・経済をめぐる情勢は厳しさを増しています。また、これらに伴い、地方における雇用の場の不足が大きな問題となっています。

このような中、地域特性を活かした農業や商工業、観光の振興、企業の誘致をはじめ、地方産業に活力を取り戻す取り組みを進めていくことが求められます。

4 環境・エネルギーへの意識の高まり

地球温暖化がさらに深刻化し、気温の上昇だけではなく、気候変動により、大規模な自然災害の発生、生態系の変化、農業への影響、感染症・熱中症の増加など、重大な問題を引き起こしています。

わが国では、世界的な動向を踏まえ、令和32年までにカーボンニュートラル^{※7}を実現する目標を掲げています。

このような中、自然環境の保全や廃棄物の減量化・資源化、再生可能エネルギーの導入をはじめ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

5 デジタル社会の到来

様々な情報通信機器・サービスの普及などにより、だれもが様々な情報を瞬時に受発信することができる環境が実現しました。

また、ロボットやドローン^{※8}、AI^{※9}が生活に身近なものとなるなど、Society5.0^{※10}といわれる新たな社会を迎えつつあるほか、自治体DX^{※11}が進められています。

このような中、本町においても、こうしたデジタル化を、これからのまちづくりに欠かせない社会基盤として認識し、積極的に取り組んでいくことが求められます。

※7 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

※8 無人で沿革操作や自動制御によって飛行できる航空機。

※9 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※10 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※11 自治体デジタル・トランスフォーメーション。住民の利便性の向上や業務の効率化等に向けたデジタル技術の活用による行政サービスの改革。

6 支え合う社会づくりの重要性の高まり

人口構造の変化や人々の価値観の多様化などを背景に、地域における人と人とのつながりが弱まってきていることが指摘されており、支え合う機能、自治機能の低下が懸念されています。

しかし、自然災害が頻発する中、地域で支え合い、地域の課題を地域自らで解決していくことの重要性が再認識されてきています。

このような中、あらゆる分野において、人と人との支え合い、ともに生きるまちづくり、コミュニティ機能の維持・充実に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

7 地方の自立と住民協働の時代の到来

地方自治をめぐる情勢が大きく変化する中、これからの地方自治体には、地域における多様な人的資源を積極的に活用し、地域の発展に向けた独自の政策を自ら考え、自ら実行していくことができる力、いわば自立力が必要とされます。

このような中、住民をはじめ町民団体や民間企業等の多様な主体の参画・協働を促していくとともに、さらなる行財政改革による行財政運営の一層の効率化を進め、将来にわたって自立可能・持続可能な体制を確立していくことが求められます。

8 SDGsに基づく取り組みの進展

平成27（2015）年に「国連の持続可能な開発サミット」で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）は、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指すため、「貧困をなくそう」・「飢餓をゼロに」・「すべての人に健康と福祉を」などの17の国際目標と169の達成基準で構成されています。

これを達成するための取り組みが世界各国で進められており、わが国においても、推進本部を設置し、積極的に取り組んでいます。

このような中、こうした世界や国の動きを十分に踏まえ、共通目標の達成に向けた活動に取り組んでいくことが求められます。



5 町発展に向けた主要課題

本町の特性や町民ニーズ、社会環境の変化等を総合的に勘案し、町発展に向けた主要な課題をまとめると、次のとおりです。

(1) 最重要課題

人口減少の抑制による活力ある小野町の維持

人口減少が加速し、県中地域 12 市町村で3番目に高い減少率となっている中、本町の最も重要かつ緊急の課題は、「人口減少を抑制し、将来にわたって活力ある小野町を維持すること」です。

人口減少を抑制するためには、生まれる子どもを増やし、亡くなる人を減らすこと（自然減対策）と、転入する人を増やし、転出する人を減らすこと（社会減対策）を同時に進めていくことが必要です。

そのためには、少子化対策や移住対策などの特定の取り組みだけでなく、各分野における様々な取り組みをトータルで進め、本町の魅力や住みやすさを総合的に高めていかなければなりません。

(2) 分野ごとの主要課題

1 子育て支援の充実と未来を担う人材の育成

国や福島県の水準を上回って少子化が進むとともに、学校教育や人材育成への関心が高まる中、“子育て環境・教育環境の充実”を求める町民の声が強くなっています。

そのため、充実した子育て環境・教育環境等をさらに活かしながら、子どもを生まれやすく育てやすい環境づくりを一層進めていくとともに、未来を担う人材の育成に向けた学校教育の充実や、町民主体の生涯学習・文化・生涯スポーツ活動の活発化を進めていく必要があります。

2 すべての町民がいきいきと暮らせるまちづくり

国や福島県の水準を大幅に上回る勢いで高齢化が進む中、“保健・医療・福祉の充実”を求める町民の声が強くなっています。

そのため、充実した医療環境や保健・福祉環境等をさらに活かしながら、地域医療体制や健康づくり・福祉・介護体制の一層の強化を図り、すべての町民がいきいきと暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

3 だれもが住みたくなる安全で快適な生活環境の整備

安全・安心や環境・エネルギーへの意識が高まる中、“災害に強く、犯罪・事故のないまちづくり”、環境と共生する“快適な生活環境の整備”を求める町民の声が強くなっていると同時に、生活基盤分野全般に関する町民の満足度が低くなっています。

そのため、豊かな自然が息づくまちとしての特性等をさらに活かしながら、危機管理体制の強化、循環を基本とした美しく快適な環境づくり、道路・公共交通の充実など、だれもが住みたくなる生活環境づくりを進めていく必要があります。

4 地域特性を活かした産業の振興と観光機能の強化

地方の産業・経済が低迷する中、本町においても、各産業を取り巻く状況は厳しく、産業分野全般に関する町民の満足度が低くなっています。

そのため、恵まれた立地条件・交通条件や豊かな自然等をさらに活かしながら、地域に密着した産業支援施策を推進し、地域特性を活かした農業・商工業の振興と観光機能の強化を進めていく必要があります。

5 町の情報発信と移住・定住を支援する取り組みの強化

人口減少を抑制し、本町を持続的に発展させていくためには、子育て環境・教育環境や保健・医療・福祉環境の充実、生活環境・生活基盤の整備、産業の振興はもとより、こうした本町の現状や取り組み、そして魅力を、町内外の人々に知ってもらうとともに、移住・定住のきっかけづくりを進めていくことが重要です。

そのため、恵まれた立地条件・交通条件などの本町の魅力をはじめ、本町の情報を町内外に広く発信していくとともに、多様な方々と交流を深めるなど、移住・定住を直接的に支援する取り組みを強化していく必要があります。

6 町民力の結集と行財政運営のさらなる効率化

地方の自立が強く求められる中、限られた財源を有効に活用し、自立可能・持続可能な小野町をつくるためには、地域づくりをはじめとした様々な活動に取り組む多様な担い手の力を結集するとともに、行財政体制を一層強化していくことが求められます。

そのため、町民、地域、団体、民間企業、教育機関等の多くの主体の参画・協働体制をさらに強化し、協働のまちづくりや、行財政運営のさらなる効率化を進めていく必要があります。

第 2 部 基本構想

第1章 小野町の将来像

1 まちづくりの基本姿勢

総論を踏まえ、これからのまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする姿勢を次のとおり定めます。

1

『人』を大切にし、『人』を育てる。

町民一人ひとりの命や個性、暮らしを大切にするとともに、一人でも多くの子どもが生まれるまちづくり、あらゆる分野において、将来の担い手を育てるまちづくりを進めます。

2

『住みたくなるまち』をつくる。

安全性や利便性、快適性をはじめ、町の魅力や住みやすさを総合的に高め、町民がずっと住みたくなる、町外の人の本町に移り住みたくなるまちづくりを進めます。

3

『みんな』を進める。

町民や地域、団体、民間企業、教育機関など、本町にかかわる多くの主体と行政との連携・協働体制の一層の強化を進め、それぞれの立場からみんなでまちづくりを進めます。

2 将来像

将来像は、本町が目指す姿を示すものです。

総論及びまちづくりの基本姿勢に基づき、すべての分野において、本町の“強み”を活かしながら、『人』を大切にし、輝く『人』を育て、『住みたくなる』しあわせなまちづくりを『みんな』で進め、町民一人ひとりが、将来に夢と希望を持ち、生きがいに満ちた人生を送ることができる町を目指す将来像を定めます。

この将来像を実現するため、第3部で示す基本計画で各種施策を展開していきます。

**人が輝き みんなでつくる
しあわせおのまち**

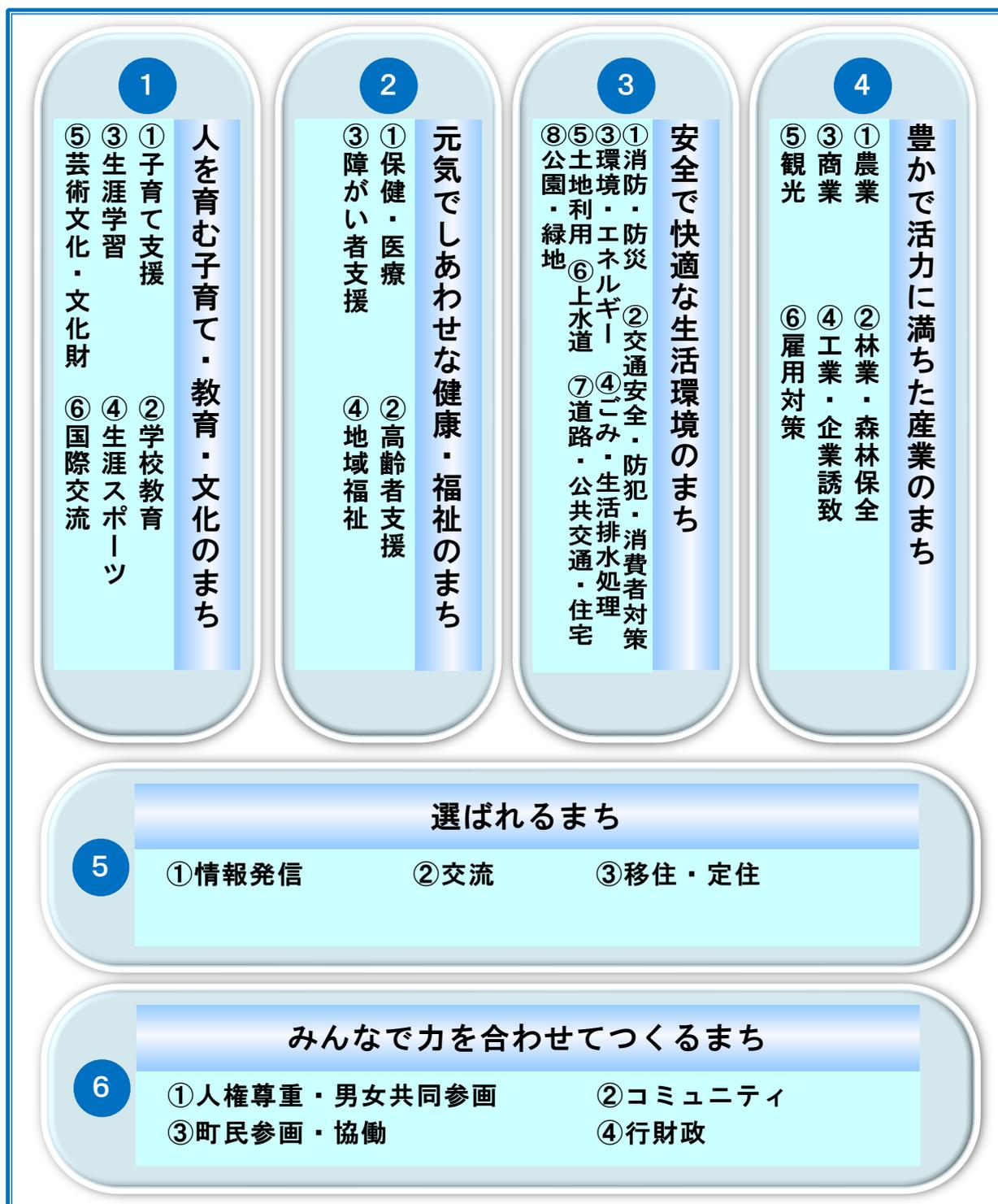
3 目標年次

この基本構想は、令和9年度（2027年度）を目標年次とする令和5年度（2023年度）から5か年の計画とします。

第2章 計画の体系と方針

1 計画の体系

将来像の実現に向け、計画の体系（6つの基本目標と31の政策分野）を次のとおり定めます。



2 基本目標ごとの方針

(1) 人を育む子育て・教育・文化のまち

- ① 子育て支援
- ② 学校教育
- ③ 生涯学習
- ④ 生涯スポーツ
- ⑤ 芸術文化・文化財
- ⑥ 国際交流



町の宝である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、結婚から妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援を一層推進し、町全体で子育て世帯を支える体制の強化を図ります。

また、子どもたちが、これからの社会を生き抜く力を身につけ、未来を担う人材として成長していくことができるよう、コミュニティ・スクールをはじめ、学校教育環境の充実を図ります。

さらに、人材の育成に向け、町民が生涯をとおして自ら学び、その成果を地域社会に活かせる環境づくりを進めるほか、町民主体の文化・スポーツ活動、国際交流活動の促進に努めます。

(2) 元気でしあわせな健康・福祉のまち

- ① 保健・医療
- ② 高齢者支援
- ③ 障がい者支援
- ④ 地域福祉



人生100年時代を見据え、長い人生を健康で元気に暮らすことができるよう、町民主体の健康づくりの促進を基本に、疾病予防・重症化予防に向けたきめ細かな保健サービスの提供を図るとともに、広域的な連携のもと、地域医療体制の充実を進めます。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護・福祉サービスの充実や社会参加・生きがいづくりの促進に努めるほか、だれもが自分のこととして支え合う地域福祉活動の促進に努めます。

(3) 安全で快適な生活環境のまち

- ① 消防・防災
- ② 交通安全・防犯・消費者対策
- ③ 環境・エネルギー
- ④ ごみ・生活排水処理
- ⑤ 土地利用
- ⑥ 上水道
- ⑦ 道路・公共交通・住宅
- ⑧ 公園・緑地



高齢者の急増など近年の環境変化を踏まえ、安全・安心なまちづくりを進めるため、消防・防災体制の一層の強化、河川改修など治水対策の促進を図るとともに、交通安全・防犯・消費者対策を推進します。

また、町外の人も本町に移り住みたくなる、環境と共生する快適で便利な生活環境づくりを進めるため、総合的な環境対策やごみ処理・リサイクル対策、生活排水処理、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策、計画的な土地利用、交通の要衝である利点を活かしたまちづくりを進めるほか、上水道の充実、道路・交通・住宅対策の充実、公園・緑地の整備充実を進めます。

(4) 豊かで活力に満ちた産業のまち

- ① 農業
- ② 林業・森林保全
- ③ 商業
- ④ 工業・企業誘致
- ⑤ 観光
- ⑥ 雇用対策



主要産業である農業の維持・発展に向け、多様な担い手の育成・確保や6次産業化・発酵のまちづくりの促進をはじめ、多面的な農業振興施策を推進するとともに、森林の適正管理・整備を促進します。

また、町のにぎわいと活力の再生・創造に向け、商工業事業所の経営の継続・安定化の支援、新たな企業の立地促進に努めるほか、観光客の増加と観光から移住への展開を見据え、豊かな自然をはじめとする地域資源の充実・活用により、観光機能の強化を図ります。

さらに、これらの産業振興施策と連動し、雇用の確保・拡大に向けた取り組みを推進します。

(5) 選ばれるまち

- ①情報発信
- ②交流
- ③移住・定住



本町の知名度の向上と交流人口・関係人口の増加、選ばれるまちづくりに向け、ホームページやSNSをはじめとする様々な情報媒体・機会を活用し、「小野町の魅力」に関する効果的・戦略的な情報発信・プロモーション活動や多様な方々との交流活動を推進します。

また、空き家・空き地バンクや移住相談の充実、住宅建築等に関する経済的支援をはじめ、移住・定住を支援する取り組みを積極的に推進します。

(6) みんなで力を合わせてつくるまち

- ①人権尊重・男女共同参画
- ②コミュニティ
- ③町民参画・協働
- ④行財政

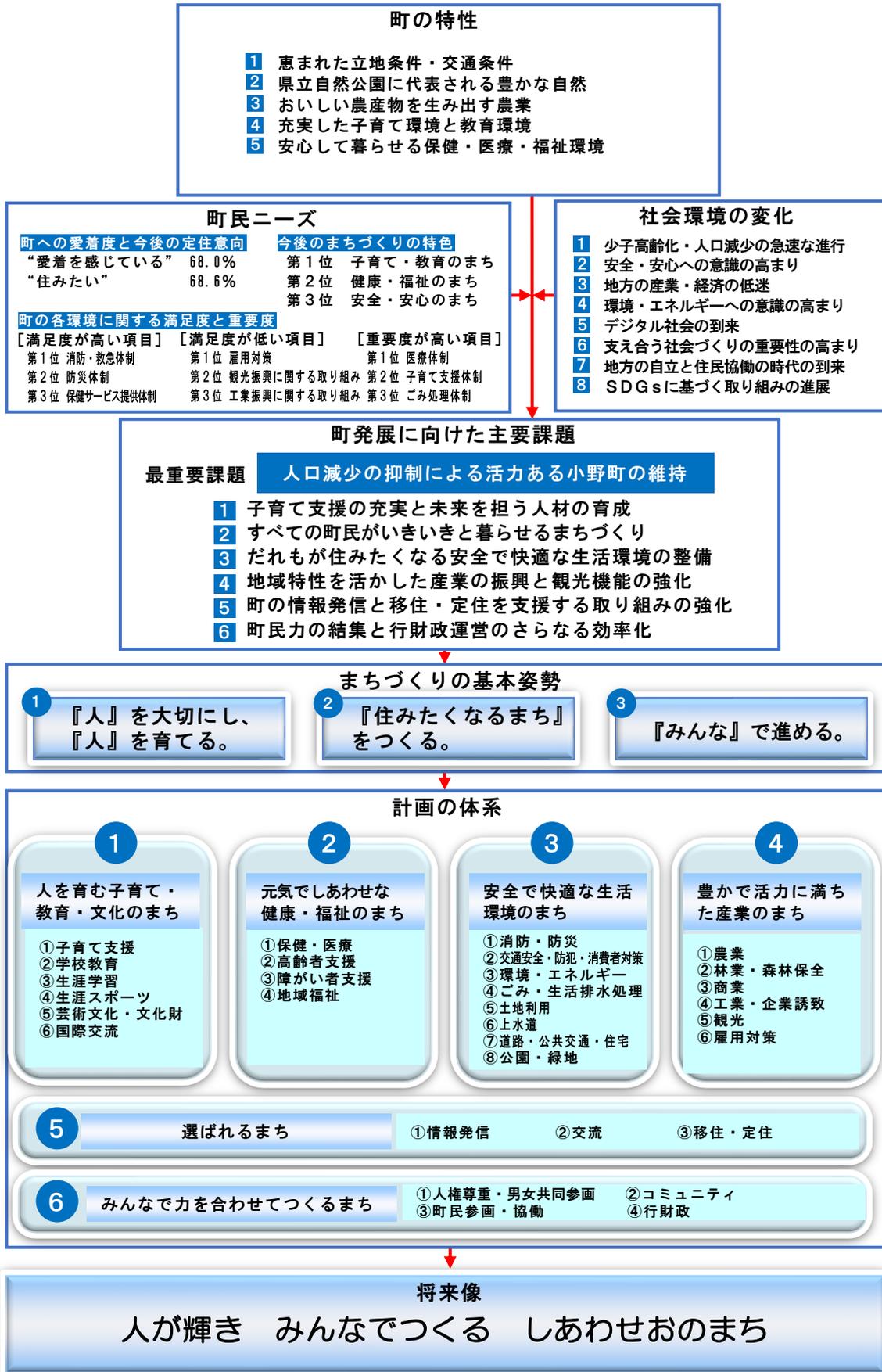


すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに生き、ともに活躍することができるよう、人権尊重社会・男女共同参画社会の形成に向けた教育・啓発や環境整備を進めます。

また、支え合う地域づくり、地域住民自らによる地域課題の解決に向け、行政区や隣組などの枠組みを越えたコミュニティ活動の支援を行うとともに、多様な主体と力を合わせてまちづくりを進めるため、町民や町民団体、民間企業、高等教育機関等の積極的な参画・協働を促進します。

さらに、町民サービスの向上に向け、公共施設等の整備を計画的に進めるほか、行財政運営の効率化に向け、さらなる行財政改革の推進や収納対策の強化、公共施設等の総合的な管理、広域連携の強化を図ります。

小野町総合計画（2023～2027） 総論・基本構想の構成



第3部 基本計画

第1章 人を育む子育て・教育・文化のまち

1-1 子育て支援



現状と課題

わが国では、少子化が一層深刻化する中、出産や育児、子どもの成長に関する支援を一元化し、さらに充実させるため、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行しました。また、児童福祉法の改正により、令和6年4月以降「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となりました。

本町では、第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）に基づき、認定こども園の整備支援、一時預かりや放課後児童クラブをはじめとする様々な子育て支援サービスの提供、結婚から子育て期の段階的節目における切れ目のない経済的支援など、子育て世帯を支える取り組みを積極的に行ってきました。

また、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点において、子育て等に関する総合的な相談・支援を行っています。

子育て支援の充実は、少子化の歯止めや幸せな家庭生活の実現はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、移住・定住の促進につながるものとして、本町のまちづくり・地方創生にとって一層重要性を増しています。

基本方針

町民ニーズや国・県の動向を踏まえながら、結婚・妊娠・出産・子育て・教育等に至る切れ目のない包括的な支援を積極的に推進します。

主要施策

1-1-1 こども施策推進のための総合的な支援体制の強化

- ① 本町の実情に即したこども施策を総合的かつ一体的に推進するため、関連計画を一体化した「こども計画」を策定します。
- ② 子育て世代包括支援センター機能と子ども家庭総合支援拠点機能を維持した上で組織を見直し、母子保健と児童福祉を一体的に行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置します。
- ③ 母子の健康の確保・増進のため、相談・指導等の充実を図るとともに、児童虐待防止対策や貧困世帯・ヤングケアラー※¹²等への支援の充実を図るなど、要保護児童等へのきめ細やかな取り組みを推進します。

1-1-2 多様な子育て支援施策の推進

- ① 子育て親子の交流の場の提供や相談・情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業をはじめ、一時預かり、放課後児童クラブなどの各種子育て支援サービスの充実を図るため、新たな施設を整備し、総合的な子どもの居場所づくりを推進します。
- ② 認定こども園等と連携し、保護者の多様なニーズや就労形態に即した教育・保育サービスの充実を促進します。
- ③ 子育て応援金（出産祝金）をはじめ、育児世帯支援給付金、入学祝金など子育てに関する切れ目のない経済的支援を行います。

1-1-3 結婚の支援

新婚世帯に対する住居費・引越費等の補助、ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の会員登録費の補助など、広域的な視点で結婚の支援を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
訪問支援事業実施回数	30回/年	60回/年
子育て環境や支援への満足度 (ニーズ調査)	61.6% (令和元年度)	80.0%
幼児教育・保育施設等入所希望者に対する 待機児童数の割合	0.0%	0.0%維持

※¹² 家族の介護や世話を行う18歳未満の子どものこと。

1-2 学校教育



現状と課題

子どもたちが、これからの社会を生き抜く力を身につけ、未来を担う人材として成長していく上で、学校教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

本町には、現在、小学校が1校（小野小学校：令和2年度に4つの小学校を統合して開校）、中学校が1校（小野中学校：平成26年度に浮金中学校を統合）あります。

本町ではこれまで、学校の再編や学校施設・設備の整備を計画的に進めてきたほか、生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）の育成に向けた教育内容の充実をはじめ、学校教育の充実に向けた取り組みを積極的に進めてきました。近年では、令和4年6月に、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの取り組みを開始しています。

加えて、今後、デジタル化やグローバル化^{※13}の一層の進展をはじめ、社会環境はさらに大きく変化することが予想され、こうした社会の中で力強く生き抜く力を育むことがより一層求められています。

このため、令和4年度に策定された国の第4期教育振興基本計画等も踏まえながら、安全・安心で魅力ある学校環境の整備や「生きる力」を育むための教育内容の一層の充実、コミュニティ・スクールの充実をはじめ、総合的な学校教育環境の充実を進めていく必要があります。

基本方針

子どもたちが未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができるよう、「生きる力」を育む学校教育環境の充実を図ります。

主要施策

1-2-1 「生きる力」を育む教育内容の充実

- ① 確かな学力の育成に向け、幼児教育、小学校、中学校の連携強化、学力向上に向けた効果的な取り組みの推進、外国語教育やデジタル

※13 地球規模化。地球規模で様々な物や情報などがやりとりされること。

化に即した教育の充実等を図ります。

- ② 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、郷土学習、キャリア教育^{※14}、読書活動の充実を図るとともに、不登校やいじめなどの心の問題の防止・解消に向けた相談・指導の充実を図ります。
- ③ 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の向上に向けた効果的な取り組みの推進、健康・安全教育、部活動の充実を図ります。
- ④ 支援を必要とする児童・生徒が個々の能力や特性に応じた適切な教育支援を受けられるよう、特別支援教育の体制強化を図ります。

1-2-2 地域とともにある学校づくり

- ① コミュニティ・スクールの充実等により地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進しながら、各校の特色化や魅力化を図ります。
- ② 中学校での部活動を外部に移行する「部活動の地域移行」に段階的に取り組みます。

1-2-3 安全対策・通学対策の推進

- ① 地域住民との協働のもと、児童・生徒の登下校時の安全対策の充実に努めるほか、学校において防災・防犯訓練を実施するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全に安心して通学できるよう、スクールバスの運行の維持・充実に取り組みます。

1-2-4 学校給食の充実

給食センターの適正な管理・運営により、安全・安心でおいしい給食の提供を図るとともに、地場農産物の活用や栄養教室の開催など、地産地消や食育の視点に立った取り組みを進めます。

1-2-5 学校施設の整備

- ① 学校施設の長寿命化を計画的に進めるとともに、小学校の新校舎の建設について検討していきます。
- ② 校内ICT^{※15}機器の計画的更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材等の整備を図ります。
- ③ 統合に伴う小学校跡地の活用方法について検討していきます。

※14 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

※15 Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ふくしま学力調査の結果の30段階評価 (小学校4年～6年の平均(国語))	実績値	1.3ポイント 以上増加
ふくしま学力調査の結果の30段階評価 (中学校1年～2年の平均(国語))	実績値	1.5ポイント 以上増加
ふくしま学力調査の結果の30段階評価 (小学校4年～6年の平均(算数))	実績値	2.3ポイント 以上増加
ふくしま学力調査の結果の30段階評価 (中学校1年～2年の平均(数学))	実績値	実績値維持
「自分には、よいところがある」と思う 小学生の割合	65.2%	80.0%
「自分には、よいところがある」と思う 中学生の割合	77.2%	80.0%
「学校に行くのは楽しい」と思う 小学生の割合	81.8%	90.0%
「学校に行くのは楽しい」と思う 中学生の割合	72.8%	85.0%
朝食を毎日食べる小学生の割合	84.8%	90.0%
朝食を毎日食べる中学生の割合	84.3%	90.0%

注)「小学生の割合」・「中学生の割合」の現況値は、令和4年4月に実施した全国学力調査による。

1-3 生涯学習



現状と課題

一人ひとりが、生涯にわたって、いつでもどこでも学習することができ、その成果を活かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。特に近年では、人生100年時代を見据え、生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスの最大化に向けた生涯学習の推進が重視されています。

本町では、町民の学習ニーズに応えるため、生涯学習振興事業として、各種の教室・講座等を開催しているほか、青少年の健全育成に関する事業の実施、学習情報の提供や社会教育団体等の育成に努めています。

このような中、各種団体や地域住民による自主的な学習活動が行われていますが、社会環境の変化に伴い、ますます多様化する学習ニーズへの対応が課題となっているほか、教室・講座等への参加者の固定化や減少といった状況もみられます。

このため、今後は、公民館を中心とした町内の生涯学習関連施設の連携を強化するとともに、これら施設の適正管理・機能強化に努め、町民ニーズを常に把握しながら、特色ある学習機会の提供や関係団体の活動支援等を行い、町民一人ひとりが自発的意思に基づいて学び、その成果が適切に評価される学習環境づくりを進めていく必要があります。

また、読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものです。本町では、図書や新聞を活かした豊かな地域社会づくりを進めるため、平成27年度に「小野町図書・新聞に親しむ条例」を制定・施行していますが、全国的に活字離れや読書離れの傾向にある中、町民一人ひとりの読書活動が活発になるきっかけとなるような情報発信や各種事業の実施が求められています。

基本方針

町民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、その成果が地域社会に活かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な学習環境づくりを進めます。

主要施策

1-3-1 地域社会をつくる人づくり

- ① 学習成果の地域社会づくりへの還元、町民一人ひとりの可能性とチャンスの最大化の視点に立ち、地域資源と人的資源を有効に活用しながら、特色ある教室や講座を「人づくり公営塾」として充実・強化していきます。
- ② 地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- ③ 未来を担う青少年が健やかに成長する環境づくりに向け、体験・交流の場の提供、家庭教育の機会の提供、関係団体による青少年健全育成に関する各種活動の充実強化を図ります。

1-3-2 読書活動の促進

- ① 図書館では、町民ニーズに即した図書館資料の充実、学校図書室との連携強化、活字に親しむ事業の企画・実施を図り、町民の図書館利用を促進します。
- ② 子ども読書活動推進計画に基づき、関係各所と連携しながら、子どもの読書活動の活発化に向けた取り組みを推進します。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
人づくり公営塾の講座数	1講座/年	4講座/年
地域学校協働活動の実施回数	-	3回/年
生涯学習施設(多目的研修集会施設・勤労青少年ホーム・図書館)の年間利用回数(人口1人あたり)	4.2回/年	5.0回/年

1-4 生涯スポーツ



現状と課題

スポーツは、体力の向上や心身の健康の維持・増進に役立つだけでなく、住民同士の交流を促し、地域内の連帯感や地域への愛着を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、体育協会やスポーツ少年団本部が中心となって、各スポーツ施設を利用して多様なスポーツ活動が行われています。

町では、これらスポーツ団体の活動支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、スポーツの普及に関する事業の実施など、生涯スポーツの振興に向けた各種の取り組みを行っています。

しかし、近年、町民の健康・体力づくりに関する意識が高まる一方で、日常生活の中での身体を動かす機会の減少、子どもや若年層のスポーツ離れ、体力の低下といった傾向もみられ、子どもから高齢者まで、すべての町民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行い、生活の一部として定着させることができる環境づくりが求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、スポーツ施設の整備充実を進めるとともに、スポーツ団体の活動支援、指導者の育成・確保、多様なスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実に努める必要があります。

基本方針

すべての町民が生活の一部としてスポーツ活動を行い、健康で幸せな暮らしを送ることができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

主要施策

1-4-1 スポーツ施設の整備充実・有効活用

- ① 町民体育館・海洋センターや多目的運動施設などのスポーツ施設について、老朽化の状況や町民ニーズの変化等を踏まえ、計画的な修繕等を行い、有効活用を図ります。
- ② 歩くことによる健康づくりに向け、ウォーキングコースの充実を図ります。

1-4-2 スポーツ活動の普及促進

- ① 町民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツに関する広報・啓発活動や情報提供を行います。
- ② 体育協会やスポーツ推進委員と連携し、講習会や教室等の充実を図ります。特に、生涯スポーツ振興の視点から、年齢や体力にかかわらずだれもが気軽に行えるウォーキングやラジオ体操講習会等を実施していきます。
- ③ 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、体育協会やスポーツ少年団の活動支援を行います。

1-4-3 指導者の育成・確保

町民の多様なスポーツニーズに応えることができるよう、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保を図ります。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
運動公園の年間利用回数(人口1人あたり)	5.5回/年	6.0回/年
指導者資格取得者数(累計)	29人	35人

1-5 芸術文化・文化財



現状と課題

芸術文化は、豊かな人間性や創造力、感性を育むとともに、住民同士が理解し合う機会を提供するなど、ともに生きる社会の基盤を形成するものであり、心豊かな生活の実現に不可欠なものです。

町では、芸術文化団体連絡協議会をはじめとする各種文化団体を中心となって、様々な芸術文化活動が行われています。これら文化団体の活動支援をはじめ、文化行事の開催など、芸術文化の振興に向けた各種の取り組みを行っています。

しかし、各種芸術文化活動への参加者の減少や固定化、若年層の参加率の低さといった状況もみられることから、今後は、世代を問わずだれもが気軽に芸術文化にふれ、楽しみ、活動することができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。本町には、国指定天然記念物「諏訪神社の翁スギ・^{じじ}媼スギ」や県指定重要文化財「木造阿弥陀如来及び^{もくそうあみだによらいおよびりょうきようじそう}両脇侍像」、^{もくそうじそうぼさつはんかそう}「木造地藏菩薩半跏像」、^{えま ゆさい ようじんひきます}「絵馬（油彩・洋人曳馬図）」など、国・県・町指定の文化財が数多くあります。今後も、これらを保護・活用し、町内外の多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

心豊かな生活の実現と地域文化の継承に向け、町民主体の芸術文化活動の活発化を促進するとともに、地域の貴重な財産である文化財の保護・活用を図ります。

主要施策

1-5-1 文化施設の整備充実・有効活用

本町の文化の拠点の一つである「ふるさと文化の館」（美術館・図書館・郷土史料館・丘灯夫記念館）について、老朽化の状況や町民ニーズの変化等を踏まえ、計画的な修繕等を行うとともに、魅力ある事業を実施し、有効活用を図ります。

1-5-2 文化団体の活動支援

町民が気軽に芸術文化に親しみ、交流の輪が広がるよう、芸術文化団体連絡協議会や自主的に活動する団体の支援を行います。

1-5-3 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の提供

文化祭や美術展の開催などを通じて、自己の作品等の発表の機会を拡充するとともに、他市町村で開催される展覧会や芸術文化公演会等へ参加するなど、多種多様な芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

1-5-4 文化財の保護・活用

- ① 町民との協働のもと、町内にある様々な文化財について、調査や保護活動の支援を行うとともに、町内への周知等を通じて利活用を図ります。
- ② 健康づくりウォーキングと連携した事業展開により、町民が文化財に気軽にふれられる機会を設けます。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
小野町芸術文化団体連絡協議会加盟団体数 (累計)	34 団体	38 団体
芸術鑑賞教室の実施回数	1 回／年	3 回／年

1-6 国際交流



現状と課題

近年、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、産業・経済から身近な住民生活に至るまで、あらゆる分野でグローバル化が進展しています。

このような中、本町では、学校教育における英語教育の推進や生涯学習における英会話教室の開催のほかに、英会話、異文化体験施設等へ小・中学生を派遣して英会話体験等を行う国際交流体験事業や、中学生・高校生の海外ホームステイを支援する海外研修助成事業などを行い、国際交流やグローバル化に対応した人づくりに取り組んでいます。

今後は、国際コミュニケーション能力の向上や世界の中で活躍することができる人材の育成に加え、重要性が高まる多文化共生^{※16}のまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

世界の中で活躍することができる人材を育成するため、国際交流関連事業を推進するほか、多文化共生のまちづくりに向け、町内に住む外国人への支援や交流を進めます。

※16 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

主要施策

1-6-1 国際交流関連事業の推進

英会話、異文化体験施設等への小・中学生の派遣や中学生・高校生の海外ホームステイの支援など、既存の国際交流関連事業の継続と充実を図ります。

1-6-2 町民による国際交流活動の支援

町民による自主的な国際交流活動が行われるよう、活動支援や協働による事業展開を図ります。

1-6-3 多文化共生のまちづくり

- ① 多文化共生のまちづくりに向け、町内に住む外国人と町民との交流機会の創出、町内に住む外国人を対象とした日本語教室等の内容の充実を図ります。
- ② 外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、案内表示やホームページの多言語化などについて検討していきます。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
在町外国人との交流会の開催回数	—	1回/年
日本語教室の開催回数(累計)	29回	40回

第2章 元気でしあわせな健康・福祉のまち

2-1 保健・医療



現状と課題

生活習慣病が増加する中、住民一人ひとりが健康の大切さを認識し、自ら生活習慣を見直し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが大切です。

本町ではこれまで、「健康おの21」（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）等に基づき、また、「小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例」の制定のもと、町民の健康寿命の延伸に向けた各種の保健サービスを提供するとともに、国民健康保険被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導等を実施してきました。

しかし、特定健康診査の受診率が低い状況が続いているほか、メタボリックシンドローム^{※17}該当者や子どもの肥満が増加傾向にあることに加え、子どものむし歯保有率が高いことから、その予防が大きな課題となっています。また、安心して出産・子育てができる母子保健体制の充実や、こころの病の増加を踏まえた自殺予防の取り組みなどが必要となっています。

このような中、本町では令和4年度に、これまでの成果と課題を踏まえ、「第2次健康おの21」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、生涯の各期にわたる保健サービスの充実に努める必要があります。あわせて健康づくり拠点施設がないことから、保健センターの整備が望まれています。

また、本町には、公立小野町地方総合病院があるほか、民間の医科診療所が6か所、歯科診療所が3か所あります。

今後、高齢化のさらなる進行とともに医療ニーズはますます高度化・専門化していくことが予想されることから、地域医療体制の一層の充実を進めていく必要があります。

※17 内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態。

基本方針

すべての町民がともに支え合いながら生涯を健康で元気に暮らすことができるよう、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりを進めつつ、生涯の各期にわたる保健サービスの充実と地域医療体制の充実を図ります。

主要施策

2-1-1 生活習慣病の予防とこころの健康支援

- ① 関連機関が一体となって、健康意識の啓発を行いながら、健康管理、身体活動・運動、飲酒・喫煙、歯・口腔の健康、栄養・食生活、休養・こころの健康など、各分野における町民の自主的な健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。
- ② 町民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、自分自身の健康状態を把握することができるよう、特定健康診査・各種がん検診を実施するとともに、特定保健指導や運動教室をはじめとする健康教育・健康相談等を実施し、一人ひとりの健康意識の向上と生活習慣病予防を促進します。
- ③ だれも自殺に追い込まれることのないよう、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発、こころの相談や精神保健社会復帰事業の実施、ゲートキーパー^{※18}の養成等に取り組みます。

2-1-2 健康づくり拠点施設の整備

質の高い保健サービスの提供、町民の健康づくり活動の活発化に向け、新たな健康づくり拠点施設の整備及び人材の確保を図ります。

2-1-3 感染症対策の推進

関係機関と連携し、新型コロナウイルスやインフルエンザをはじめとする各種感染症の予防対策・感染拡大防止対策を推進します。

2-1-4 地域医療体制の充実

高度化・専門化する医療ニーズにこたえられるよう、町内外の医療機関との協力体制を一層強化するほか、広域的連携のもと、常勤医師の安定的な確保をはじめ、公立小野町地方総合病院の医療体制の充実を進めます。

^{※18} 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）を行うことができる人。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
特定健康診査受診率	40.1%	50.0%
特定保健指導実施率	41.7%	45.0%
ゲートキーパー数	—	30人
がん検診受診率	23.3% (令和2年度)	50.0%

2-2 高齢者支援



現状と課題

わが国では、高齢化が急速に進む中、地域包括ケアシステム^{※19}の充実に向けた取り組みが進められています。

本町ではこれまで、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに策定し、これに基づき、高齢者の健康づくりや活躍機会の拡大、生活支援のための福祉サービスの提供、介護予防に向けた取り組み、介護保険事業の適正運営など、各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、本町の高齢化は、国や県の平均を上回る速度で進行し、今後もさらに加速していくことが予想されています。

これに伴い、支援・介護を必要とする高齢者や認知症高齢者、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加し、支援・介護ニーズの増大が予想され、高齢者支援の充実は引き続きまちづくりの重要課題となっています。

今後は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しのもと、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策・事業を計画的に推進し、すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みを進めます。

主要施策

2-2-1 高齢者にやさしいまちづくり

- ① 高齢者が住み慣れた地域で、支え合い、安心して暮らし続けることができるよう、地域社会や福祉に係る事業者、医療機関等が連携

^{※19} 医療・介護・予防・住まい及び生活支援が一体的に提供される仕組み。

して地域のネットワークづくりを推進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

- ② 認知症高齢者の増加傾向を踏まえ、見守り体制の充実や認知症サポーター^{※20}の養成・活用、関係機関と連携した認知症の予防・早期対応・重症化の防止に向けた取り組みなど、認知症対策を推進します。
- ③ 高齢者の権利擁護体制の充実と虐待の防止を図るため、関係機関との連携に努めるとともに、成年後見人制度の周知徹底に努め、制度の利用促進を図ります。

2-2-2 介護予防の推進

- ① 高齢者の健康寿命の延伸に向け、ヘルスアップ運動教室、高齢者向けeスポーツ等の普及を図るとともに、フレイル^{※21}等の多様な課題に対応した、保健事業と介護予防が一体となった取り組みを推進します。
- ② 高齢者が知識や経験を活かし、地域で活躍することができるよう、シルバー人材センターの活動支援や高齢者の生涯学習・文化・スポーツ活動、交流活動等の機会の拡充、老人クラブ活動の支援を行います。
- ③ 介護保険対象外の生活上の支援が必要な高齢者を対象に、買い物や家事等の日常生活における軽易な作業を手助けする高齢者お助けサービス事業を実施するとともに、屋内ゲートボール場やたかむら荘等の高齢者施設の適正な管理により高齢者の健康増進を図るなど、高齢者福祉サービスの充実に取り組みます。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
認知症サポーター数(累計)	945人	1,500人
第1号被保険者要介護認定率	24.8%	24.0%以下

※20 認知症の人や家族を見守る支援者。

※21 加齢によって心身が衰え、活動量が全体的に低下し、要介護に移行する一つ手前の状態。

2-3 障がい者支援



現状と課題

障がいのある人もない人も、だれもがお互いの人権と個性を尊重し、支え合いながらともに生き、活躍できる社会づくりが求められています。

本町ではこれまで、障害者基本法や障害者総合支援法をはじめとする関連法制度の動向や障がい者のニーズを踏まえ、障がい者計画・障がい児福祉計画・障がい福祉計画を3年ごとに策定し、これに基づき、障がい者に対する町民の理解の促進をはじめ、生活支援のための障害福祉サービスの提供や就労の支援など、障がい者の自立支援を基本とした各種の障がい者支援施策を推進してきました。

しかし、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化も進んでおり、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくなく、障がい者支援の一層の充実が求められています。

今後は、障がい者計画・障がい児福祉計画・障がい福祉計画の見直しのもと、障がい者の自立と社会参加に向けた各種施策・事業を計画的に推進し、障がいのあるなしにかかわらず、だれもがともに支え合いながら、ともに暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して暮らすことができるよう、ともに生きる社会の実現と障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援に向けた取り組みを進めます。

主要施策

2-3-1 障がい者理解の促進

障がいや障がい者に対する市民の理解を一層深め、ノーマライゼーション^{※22}の理念に立脚したまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

2-3-2 障がい者の生活支援

- ① 障がい者が安心して暮らすことができるよう、居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を進めます。
- ② 広域的な連携のもと、相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣など、地域生活支援事業を実施します。
- ③ 障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要なサービスを受けられるよう、提供体制の充実を進めます。
- ④ 障がい者の経済的負担を軽減するため、各種手当の支給や助成等を行います。
- ⑤ 障がい者が地域で活躍することができるよう、生涯学習・文化・スポーツ活動、交流活動等の機会の拡充と参加しやすい環境整備に取り組みます。

2-3-3 障がい者の就労支援

障がい者の就労機会の拡大に向け、就労に関する訓練サービスの提供体制の充実をはじめ、町内事業所等に対する啓発、広域的な就職面接会の周知等を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
福祉サービス事業所数（累計）	3事業所	5事業所
福祉施設入所者の地域生活への移行者数（累計）	0人	2人

※22 だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

2-4 地域福祉



現状と課題

人口減少や少子高齢化が進む中、人と人とのつながりが弱まり、家庭や地域で支え合う機能の低下が指摘されています。このような中、ますます複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、行政主体の取り組みだけではなく、地域住民や団体等の自主的な参画・協働を促し、「我が事・丸ごとの地域共生社会^{※23}」の実現を目指す必要があります。

本町では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者等に対する多様なサービス・事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、民生委員・児童委員や老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体等が地域に密着した活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化のさらなる進行、援助を必要とする高齢者や障がい者等の増加により、地域における生活課題はますます複雑・多様化することが見込まれます。特に、高齢者等の安否確認や生活支援の重要性が一層高まることが予想され、地域福祉体制の強化が大きな課題となっています。

このような中、本町では令和3年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第2期地域福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、より多くの主体の福祉活動への参画・協働の促進に取り組み、ともに助け合い、支え合い、みんなが笑顔で元気に暮らせる町の実現を目指していく必要があります。

基本方針

「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向け、町民や町民団体等の多様な主体の参画・協働による地域福祉体制の強化を図ります。

※23 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。

主要施策

2-4-1 みんなで支え合う地域福祉の充実

- ① ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭の地域での孤立の解消に向け、「おのまちあったかサロン事業」の支援をはじめ、様々な交流機会の整備を図ります。
- ② 複雑・多様化する生活課題を早期に解消するため、必要な情報提供及びワンストップ化の実現に向けた相談窓口の機能の充実を図ります。
- ③ ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て世帯など、見守りが必要な人たちを把握し、地域と関係機関・団体が協働で見守り活動と必要な支援を行うため、地域福祉ネットワークづくりを進めます。
- ④ ひとり暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等の災害発生時の円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者個別避難計画を策定し、避難支援体制を確立するとともに、防犯・交通安全体制の充実を図るなど、安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ⑤ 子ども・高齢者・障がい者の虐待問題に対応するため、関係機関・団体と連携し、早期発見・支援体制の充実を図ります。
- ⑥ 認知症や精神障がい、知的障がい等により判断能力が十分でない人の権利を守るとともに、意思決定を支援するため、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- ⑦ すべての町民が安全に安心して生活することができるよう、公共施設等の状況を点検し、整備が可能な箇所から、バリアフリー化、ユニバーサル・デザイン^{※24}化を進めます。
- ⑧ ボランティア活動を通じた地域貢献を積極的に支援するとともに、高齢者をはじめとする町民の社会参加を促進し、地域住民の相互交流を促していきます。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域連携ネットワーク機関数(中核機関の設置)(累計)	—	1機関
成年後見人数(法人または市民後見人)(累計)	—	1法人 または1人

※24 すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン。

第3章 安全で快適な生活環境のまち

3-1 消防・防災



現状と課題

近年、全国の火災発生件数は、ほぼ横ばいで推移しており、火災による犠牲者も毎年1,000人を超えている状況が続いています。

本町の消防・防災体制は、郡山地方広域消防組合による広域的な常備消防と、消防団による非常備消防が主体となり、互いに連携しながら地域消防・防災に努めています。

しかし、社会環境の変化に伴い、火災発生要因が複雑・多様化する傾向に加え、異常気象に伴う自然災害の頻発化・激甚化が懸念される中、地域の消防・防災体制の中心的役割を担う消防団の現状は、団員の高齢化が進むとともに新規団員の確保が困難な状況にあり、多種多様化する災害対応のためには、持続可能な消防・防災体制の確立が重要です。

本町では、これまでの災害を教訓に、地域防災計画等の指針に基づき、様々な防災・減災対策を進めてきました。また、現在、大雨等による浸水被害を防止するため、県と町が連携し、右支夏井川河川改修事業を進めています。

今後も、町民の生命と財産を守るため、町民の防災意識の一層の高揚を図りながら、町及び消防団、自主防災組織などが連携し、地域が一体となった総合的な防災・減災体制を整備していくことが強く求められています。

基本方針

あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、地域消防力の維持・充実と総合的な防災・減災体制の確立を図るとともに、河川改修など治水対策を進めます。

主要施策

3-1-1 消防団の充実

団員の確保や研修・訓練の実施による団員の消防技術力の向上、社会情勢に応じた体制の見直し検討を進めるとともに、消防車両・ポンプ・防火水槽などの施設・装備の計画的な更新を図り、消防団の充実を図ります。

3-1-2 郡山地方広域消防組合との連携強化

安全・安心なまちづくりを進めるため、郡山地方広域消防組合とハード面（田村消防署小野分署の建て替えなど）、ソフト面（消防団員の育成など）の双方からの連携をより一層強化し、本町の消防・救急体制の充実を図ります。

3-1-3 総合的な防災・減災体制の確立

近年の大規模災害を踏まえ、地域防災計画や防災関連マニュアル、マップ等を適宜見直しながら、総合的な防災・減災体制の確立を進めます。特に、災害時に支援が必要な人の避難支援体制の充実、災害時の情報連絡体制の充実、感染症対策にも配慮した避難所の充実、各種資機材・食料の備蓄・更新を図ります。

3-1-4 自主防災組織の充実促進

各行政区に設置されている自主防災会が本町の地域防災の要としての役割を担い、活動が活発に行われるよう、町では情報の提供や訓練の実施等を通じて、組織力の強化をはじめ、自主防災会同士による行政区を越えた活動を側面的に支援していきます。

3-1-5 河川改修など治水対策の推進

災害の未然防止に向け、危険箇所の把握を行いながら、関係機関と連携し、河川の改修や堆積土砂の撤去など、治水対策を進めます。特に、右支夏井川河川改修事業について、県事業の早期完成を働きかけていくとともに、これに合わせ、付け替え道路の整備をはじめとする町施設の整備を計画的に推進します。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
消防団員の条例定数充足率	92.6%	100.0%
自主防災会主体の説明会・訓練等の実施地区数	—	7地区
右支夏井川河川改修事業進捗率 (稲荷橋～役場間)	46.0%	100.0%



3-2 交通安全・防犯・消費者対策

現状と課題

近年、交通事故の発生件数は全国的に減少傾向にあります。高年齢運転者による事故の割合は全体の約2割を占めており、より一層の交通安全対策が求められています。

今後も、町民一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を起こさない・あわない環境づくりに向け、町民の交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策全般を強化していく必要があります。

また、全国的に犯罪の認知件数は減少傾向にあります。子どもや高齢者を巻き込む犯罪や対象を無差別に狙った犯罪等も後を絶たず、住民を犯罪から守る取り組みや犯罪被害者の支援などが強く求められています。

このような状況を踏まえ、本町においても引き続き、犯罪の未然防止に向け、田村警察署小野分庁舎等の関係機関・団体と連携し、町民の防犯意識の高揚や地域における防犯環境（防犯灯や防犯カメラの設置など）の整備を積極的に進め、犯罪のない明るい社会を築いていく必要があります。

また、高齢化の進行やデジタル化・グローバル化の進展等に伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、県の消費生活センター等の関係機関と連携し、広報紙やチラシ等を通じた消費者への啓発や情報提供、消費者からの相談対応など、消費者対策を推進しています。

今後とも、関係機関と連携し、消費者トラブルの未然防止に向けた広報・啓発活動や情報提供、相談の充実を進めていく必要があります。

基本方針

交通事故や犯罪、消費者トラブルなどのない明るく住みよいまちづくりに向け、関係機関・団体と連携し、広報・啓発活動や環境整備を進めます。

主要施策

3-2-1 交通安全意識の高揚と交通安全環境の整備

- ① 町民の交通安全意識の高揚に向け、警察や関係機関・団体と連携し、各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。
- ② 町道について、危険箇所を点検し、必要に応じてカーブミラーやガードレール等の交通安全施設を整備・更新していくとともに、国・県道についても、交通安全施設の整備・更新を要望していきます。
- ③ 高齢運転者の交通事故の防止に向け、自動車急発進防止装置の設置や、運転免許の自主返納に関する支援を行います。

3-2-2 防犯意識の高揚と防犯環境の整備

- ① 町民の防犯意識の高揚に向け、警察や関係機関・団体と連携し、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進するとともに、通学路の安全対策など、地域安全活動を促進します。
- ② 夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、危険箇所を点検し、必要に応じて防犯灯の設置・更新や防犯カメラの設置を進めます。

3-2-3 消費者対策の推進

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、広報・啓発活動や情報提供を推進するとともに、県消費生活センター等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
交通死亡事故ゼロの継続日数	1,631日	3,823日
年間犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	23件/年 (令和4年)	18件以下/年
消費者生活相談件数	14件/年	10件以下/年

3-3 環境・エネルギー



現状と課題

地球温暖化をはじめ大気汚染や水質汚濁などの様々な環境問題が地球全体、国、地域、そして住民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼしています。

わが国においても、令和2年度に、令和32年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

本町ではこれまで、環境保全のため、豊かな自然環境・景観の保全や不法投棄の対策をはじめ、公害等の環境汚染の未然防止に努めてきたほか、地球温暖化対策として、町民や事業者を対象とした太陽光発電システムの設置補助、小・中学校などの公共施設への太陽光発電システムの設置等により、再生可能エネルギーの導入を進めてきました。

しかし、国が目指すカーボンニュートラル・脱炭素社会を実現していくためには、これまで以上の積極的な取り組みが求められるため、今後も、時代に即した新たな取り組みも含め、環境・エネルギー施策を町民・事業者と一体となって積極的に推進し、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指す必要があります。

基本方針

カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現、町外の人移り住みたくなる快適な環境づくりを進めるため、地球温暖化対策をはじめとする環境・エネルギー施策を積極的に推進します。

主要施策

3-3-1 環境保全意識の高揚

町民や事業者の環境保全意識の高揚と自主的な活動の促進に向け、関係機関と連携し、環境教育や広報・啓発活動を推進します。

3-3-2 公害等環境問題への適切な対応

- ① 公害や野焼き等の環境問題について、関係機関と連携し、啓発や適切な指導等を行い、未然防止を図ります。
- ② 町民や町民団体と協働し、不法投棄の監視・指導体制の強化や適正処理対策に取り組みます。

3-3-3 地球温暖化対策の推進

- ① カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向け、行政自らが率先して温室効果ガスの排出削減を行うため、新たに整備する公共施設等への太陽光発電システムの設置やエコカー等の導入を積極的に進めるとともに、家庭や事業所における地球温暖化対策に関する啓発を進めます。
- ② 再生可能エネルギーの導入促進のため、町民を対象とした太陽光発電システムの設置補助を継続するとともに、新たに蓄電池設備の設置補助を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
環境保全に関する説明会の開催回数	—	1回/年
太陽光発電システム(住宅:10kW未満)導入容量	1,427kW (令和4年度)	1,527kW

3-4 ごみ・生活排水処理



現状と課題

人々の環境・エネルギーへの意識が一層高まり、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められている中、これまで本町では、広報紙等を通じ、ごみの分別の徹底やごみの減量化の促進に努めてきました。

しかし、人口は減少しているもののごみの排出量はほぼ横ばいで推移しており、より一層のごみの減量化・リサイクル等の促進が求められています。

また、令和5年度から、田村広域行政組合の解散に伴い、これまでのごみ処理及びし尿等の処理が新たな体制に移行しましたが、町民等に不便をきたさないよう、引き続き円滑な処理体制の維持を図っていくとともに、循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、生活排水処理は、河川等の公共用水域の水質保全や快適な居住環境づくり、さらには循環型社会形成への貢献など、住民生活に密接に結びついていることから、合併処理浄化槽の普及をさらに進めていく必要があります。

基本方針

持続可能な循環型社会の形成に向け、ごみの減量化・資源化の促進や廃棄物処理体制の維持・充実を図るほか、河川の水質保全と快適な居住環境づくりに向け、合併処理浄化槽の普及を促進します。

主要施策

3-4-1 ごみの減量化・資源化の促進

ごみの減量化とごみをできるだけ出さないライフスタイル・事業活動への転換に向け、広報・啓発活動を一層強化し、町民や事業者のごみの分別の徹底、自主的な3R^{※25}活動を促進します。

3-4-2 ごみ処理体制の充実

効率的なごみの収集・運搬を行うとともに、近隣自治体との共同によるごみ処理体制の維持・充実に努めます。

3-4-3 し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実

し尿及び浄化槽汚泥の円滑な処理体制の維持・充実に努めます。

3-4-4 合併処理浄化槽の普及促進

河川の水質保全と快適な居住環境づくりに向け、設置に関する支援を充実させ、単独処理浄化槽や汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
生活系ごみの年間排出量(人口1人あたり)	310 kg/年	280 kg以下/年
汚水処理人口普及率	59.2%	74.7%

※25 リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)。

3-5 土地利用



現状と課題

土地は、人々のあらゆる活動の共通の基盤であるとともに、限られた貴重な資源であり、公共の福祉や自然環境の保全に配慮しながら、高度かつ有効に利用していくことが必要です。

また、人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、将来にわたって持続可能なまちを形成するためには、各種の都市機能を集約し、コンパクトなまちづくりを進めていくことが求められています。

本町は、阿武隈高地の中部に位置する総面積 125.18km² の町で、中央を流れる右支夏井川・夏井川の流域に市街地が形成されているほか、夏井川水系の支流である車川や黒森川、十石川などの流域に耕地が形成されています。また、本町では、総面積の 56.1% にあたる 70.2km² が都市計画区域（田村三春小野都市計画区域）に指定されています。

本町ではこれまで、計画的な土地利用を進めてきましたが、社会環境が大きく変化する中、主要産業である農業の振興や豊かな自然環境・景観の維持に向けた農地・森林の保全が求められているほか、一方では、魅力ある市街地環境の整備・再生や交通の要衝としての小野インターチェンジ周辺の整備をはじめ、県立高校改革により令和 9 年度をもって空き校舎となる小野高校の校舎等（土地・建物）の利活用など、町全体の活性化や移住・定住の促進に向けた都市的な土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本町では現在、土地利用・市街地整備の指針である都市計画マスタープランを改定しているところであり、小野インターチェンジ周辺の整備についても、整備構想の改定作業を進めています。

今後は、これらの計画に基づき、将来を展望した土地利用の方向性を明確化し、本町の持続的発展に向け、計画的かつ調和のとれた土地利用・市街地整備を進めていく必要があります。

基本方針

町の持続的発展に向け、都市計画マスタープラン、小野インターチェンジ周辺整備基本計画や公共施設等整備方針等に基づき、計画的な土地利用・市街地整備を進めるとともに、小野高校空き校舎等の利活用計画等の策定に取り組みます。

主要施策

3-5-1 土地利用・市街地整備に関する計画の策定と推進

都市計画マスタープランの改定を進めるとともに、これに基づき、町民や事業者等との協働のもと、保全と開発の調和のとれた土地利用・市街地整備を計画的に推進します。

3-5-2 小野インターチェンジ周辺整備の推進

小野インターチェンジ周辺整備基本計画の策定を図るとともに、これに基づき、町民や事業者等との協働のもと、物流機能や商業・業務機能をはじめとする多様な都市機能の立地誘導をはじめ、本町の持続的発展につながる整備を計画的に推進します。

3-5-3 小野高校空き校舎等の利活用の推進

小野高校空き校舎等（土地・建物）を活用した地域活性化を進めるため、関係機関と連携し、小野高校空き校舎等の利活用計画等の策定に取り組みます。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
これからも小野町に住みたいと回答した 高校生の割合	28.9%	40.0%
これからも小野町に住みたいと回答した 中学生の割合	38.0%	50.0%

注)「高校生の割合」・「中学生の割合」の現況値は、令和4年6月に実施した町民アンケート調査による。

3-6 上水道



現状と課題

水道は、人々が生活していく上で欠かせない重要なライフラインです。

しかし、全国的に水道事業を取り巻く環境は厳しく、給水人口の減少により料金収入が減少する一方、老朽化が進む施設の更新や災害に強い施設の整備にかかる費用が増大しており、将来にわたって持続可能な水道事業を構築していくことが大きな課題となっています。

本町ではこれまで、町民の水需要に対応し、浄水場・配水管をはじめとする水道施設の更新や耐震化を計画的に進めてきました。

しかし、他市町村と同様に、人口減少による給水人口の減少、これに伴う料金収入の減少といった状況がみられ、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中、今後とも安全・安心な水を安定的に供給するため、水質の管理や災害への備えなども勘案しながら、水道施設の計画的な更新を図り、安全で強靱、持続可能な水道の実現を目指していくことが必要です。

また、上水道未普及区域については、上水道普及区域との均衡を図るため、安定的な飲用水確保への対策が必要となります。

基本方針

将来にわたって持続可能な水道を実現し、安全・安心な水を安定的に供給するため、水道施設の整備を進めるとともに、上水道未普及区域における飲用水の確保に向けた取り組みを行います。

主要施策

3-6-1 水道施設の整備

安全・安心な水の安定供給、強靱な水道の構築に向け、浄水場や配水管をはじめとする水道施設について、老朽化や災害時への対応、漏水の解消等を総合的に勘案し、管理・運営体制の充実や経費の節減に努めながら、更新や耐震化を計画的に推進します。特に、石綿セメント管の更新を重点的に進めます。

3-6-2 上水道未普及区域への対応

上水道未普及区域における飲用水の確保に向け、井戸の掘削や井戸水の水質検査に関する補助を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
石綿セメント管（配水管）の残延長	4.3 km	1.0 km以下
井戸掘削補助件数（累計）	118 件	209 件

3-7 道路・公共交通・住宅



現状と課題

道路や公共交通は、便利で安全な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な社会基盤です。

本町の道路網は、磐越自動車道とあぶくま高原道路の高規格道路2路線、国道1路線（一般国道349号）、県道10路線（主要地方道8路線、一般県道2路線）、町道296路線で構成されています。また、現在、本町と浜通り地方を結ぶふくしま復興再生道路の整備が進められています。

本町では、国・県道の整備を要望するとともに、町道の整備を計画的に推進し、利便性の高い道路網整備に努めていますが、今後もより安全・安心な道路整備と維持管理に取り組んでいくことが必要です。

一方、本町の公共交通としては、JR磐越東線と路線バス、高速バス、施設送迎バスが運行されているほか、町では、交通弱者の移動手段として、タクシー利用料金助成事業（おの町えがおタクシー）を実施していますが、これら公共交通に関する町民の満足度は比較的低く、その改善が課題となっています。

また、快適な住宅・住環境は、人々が豊かさを実感できる暮らしの基盤です。

本町では、現在、約280戸の公営住宅等を管理・運営していますが、これらの多くが老朽化し、その対策が課題となっており、今後は、令和4年度に策定した公営住宅等長寿命化計画に基づき、効率的・効果的な管理・運営を進めていく必要があります。

また、本町では、地震に備え、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修を支援していますが、安全・安心な住生活の確保に向け、令和3年度に改定した耐震改修促進計画に基づき、今後も引き続き支援していく必要があります。

さらに、本町では、人口減少等に伴い、空き家の増加が進んでいますが、生活環境・景観の保全に向け、令和4年度に策定した空家等対策計画に基づき、適切な対策を行う必要があります。

基本方針

交通の要衝の利点をさらに活かしたまちづくり、町民の利便性・安全性の向上に向け、道路網の計画的整備、新たな公共交通システムの構築を進めるとともに、快適な住環境づくりに向け、公営住宅の適正管理や民間住宅等の耐震化の支援などを行います。

主要施策

3-7-1 道路及び橋梁の整備

- ① 町道の整備を計画的に推進するとともに、町民や行政区などから草刈り等の協力を得ながら、維持管理を図っていきます。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期的な点検と予防保全的な修繕等を行い、長寿命化を図ります。
- ③ 一般国道349号の歩道未整備区間の整備や舗装の補修、県道の未改良区間の整備、ふくしま復興再生道路の早期完成など、国・県道の整備を関係機関に要望していきます。

3-7-2 公共交通の充実

- ① JR磐越東線や路線バス、タクシー利用料金助成事業（おの町えがおタクシー）を含め、本町の公共交通を総合的にとらえた地域公共交通計画を策定し、新たな公共交通システムの構築を進めます。
- ② JR磐越東線について、沿線自治体や関係機関と連携し、利用促進に向けた取り組みを進めるとともに、町民ニーズに即したダイヤの改正や駅舎の充実等を事業者に要望していきます。
- ③ 路線バスの維持・存続に向け、バス事業者への支援を行います。

3-7-3 公営住宅等の適正管理

公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等の予防保全的な修繕等による長寿命化、適正戸数を見据えた用途廃止等を進めるほか、多様な住宅ニーズへの対応、人口減少の抑制に向け、子育て世帯や高齢者向け等の住宅の確保について検討していきます。

3-7-4 民間住宅等への支援

- ① 地震に備え、耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を支援します。
- ② 空家等対策計画に基づき、空き家の有効活用を進めるとともに、地域住民の生活環境や景観に悪影響を及ぼす恐れのある空き家について、適正管理・解体等に関する助言・指導、勧告を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率	50.0%	75.0%
タクシー利用料金助成制度登録者の1日あたりの利用者数	6.6人/日	7.0人/日
団地外壁等改修工事棟数(累計)	3棟	6棟

3-8 公園・緑地



現状と課題

公園や緑地は、住民のスポーツ・レクリエーションの場、交流・いこいの場、子どもの遊び場、さらには災害時の避難場所となる重要な施設ですが、全国的に遊具等の老朽化が進み、安全対策の強化が求められています。

本町は、山々に囲まれた丘陵地帯であり、また、夏井川をはじめとする数多くの河川が流れ、緑輝く森林やうるおいのある水辺空間に包まれた、豊かな自然が息づくまちであるとともに、高柴山、東堂山、矢大臣山の3地区は、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されており、自然の緑や水に親しめる場は数多くあります。

しかし、子どもの遊び場、町民の生活に身近な交流・いこいの場としての公園の整備状況は十分とはいえない状況にあります。また、既存公園施設・設備の老朽化への対応や、管理体制の充実なども課題となっています。

このため、小野公園については、令和4年度に中間見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、既存施設の長寿命化を進めていく必要があります。

また、子どもの遊び場や身近な公園の整備、地域住民や町民団体等による公園管理の促進、さらには町一体となった緑化運動を推進し、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針

緑豊かな快適な住環境の形成やスポーツ・レクリエーション、交流・いこいの場の確保に向け、既存公園施設の長寿命化や管理体制の充実、新たな公園の整備、町ぐるみの緑化を進めます。

主要施策

3-8-1 公園・緑地の整備

- ① 小野公園について、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した既存施設の定期的な点検・改修等を行い、長寿命化を図ります。
- ② 右支夏井川河川改修事業に合わせ、公園の整備など水辺の利活用を図ります。
- ③ 様々なスポーツ・レクリエーションが行える子どもの遊び場・公園の整備について検討していきます。

3-8-2 公園・緑地の管理体制の充実と緑化の推進

- ① 地域住民や町民団体等による公園・緑地の維持管理活動を促進します。
- ② 花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを目指し、公共施設における植樹や花の植栽を進めるとともに、町民や町民団体、事業者等の自主的な緑化運動を促進します。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修率	85.0%	95.0%
河川改修事業に合わせた公園の整備か所数	—	2か所

第4章 豊かで活力に満ちた産業のまち

4-1 農業



現状と課題

わが国では、令和元年度に、食料・農業・農村に関する5回目の基本計画である食料・農業・農村基本計画を策定し、厳しさを増す農業情勢に対応した農政改革を進めています。

本町は、古くから農業を主要産業として発展してきた町で、現在、米づくりや畜産、野菜の生産などが行われており、特に、健康な土で栽培されたトマト、いんげん、長いも、にんにくなどの「ミネラル野菜」は、本町の特産品となっています。また、黒にんにくの加工・販売をはじめとする6次産業化^{※26}の取り組みも行われています。

本町の総農家数は723戸、そのうち販売農家数が508戸、自給的農家数が215戸（令和2年農林業センサス）で、農業産出額は約21億円（令和2年市町村別農業産出額（推計））となっています。

本町ではこれまで、主要産業である農業の維持・発展に向けた様々な取り組みを積極的に進めてきましたが、農業を取り巻く情勢は厳しく、農業者の減少や高齢化、後継者不足、これらに伴う耕作放棄地の増加、農畜産物の価格の低迷など、対応すべき課題が山積しています。

今後は、このような状況を踏まえ、環境にも配慮した持続可能な農業を確立するため、農業生産基盤の一層の充実や多様な担い手の育成・確保、農畜産物の一層のブランド化の促進、農業の6次産業化・発酵のまちづくりなど、農業者、関係機関・団体、行政が一体となった多面的な農業振興施策を進めていく必要があります。

※26 農業者（1次産業）が、農畜産物の生産だけでなく、製造・加工（2次産業）やサービス業・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指す取り組み

基本方針

おいしい農産物を生み出す農業の町として、生産基盤の充実や担い手の育成、農畜産物の一層のブランド化の促進、6次産業化・発酵のまちづくりなど、農業の維持と新たな展開に向けた多面的な取り組みを一体的に進めます。

主要施策

4-1-1 農業生産基盤の充実

- ① 土地条件の一層の向上に向け、関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設等の農業生産基盤の整備・改修を進めます。
- ② 農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向け、整備された農地や農道、用排水施設等を保全する地域活動の支援を行います。
- ③ 耕作放棄地の発生防止と解消に向け、関係機関と連携した調査・指導等を行います。
- ④ イノシシなどの有害鳥獣による農林産物の被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員等と連携し、対策の強化を図ります。

4-1-2 多様な担い手の育成・確保

- ① 関係機関・団体と連携し、サポート体制の強化や地域計画（人・農地プラン^{※27}）に基づく農地の集積を進め、地域農業を支える認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。
- ② 広域的な連携のもと、後継者や新規就農者の掘り起こしと着実な就農の促進を図ります。

4-1-3 農畜産物の生産性の向上・ブランド化の促進

効率的な生産技術やスマート農業^{※28}の導入を支援し、食の安全・安心に配慮しながら、野菜や米、肉用牛など各作目の生産性の向上、省力化・低コスト化を促すとともに、PR・販路拡大を支援し、一層のブランド化を促進します。

※27 農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化した計画。

※28 ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用し、省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

4-1-4 農業の6次産業化・発酵のまちづくり

関係機関・団体や福島大学等の高等教育機関と連携し、農業者や企業等が行う黒にんにくや味噌、日本酒などの既存加工特産品の安定的な生産・販売、新たな加工特産品の開発を支援するなど、農業の6次産業化・発酵のまちづくりを推進します。

4-1-5 農畜産物の消費の拡大

学校給食との連携等により、農畜産物の地産地消を促進するほか、全国に向けたPR活動の強化、都市部における出展活動の展開等により、町外における消費の拡大を促進します。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
多面的機能維持保全活動団体数(累計)	16団体	20団体
認定農業者への農地集積面積(累計)	171ha	190ha
新たな加工特産品数(累計)	-	5品目

4-2 林業・森林保全



現状と課題

森林は、木材生産による経済的機能をはじめ、水源かん養機能や山地災害防止機能、快適環境形成機能などの公益的機能を持ち、人々の生活と密接に結びついています。

本町の森林面積は8,634haで、総面積(12,518ha)の69.0%を占め、このうち民有林が7,662ha(88.7%)、国有林が971ha(11.2%)で、林業経営体数は24経営体(令和3年福島県森林・林業統計書)となっています。

本町ではこれまで、関係機関と連携し、森林所有者の合意形成を図りながら、計画的な森林整備を促進してきましたが、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷や林業経営にかかる費用の増大等のほか、林業従事者の減少や高齢化、後継者不足とも相まって、林業生産活動が停滞し、間伐などの手入れが行き届かない森林が増加し、森林機能の総合的な低下が懸念されています。

今後は、このような状況を踏まえ、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林所有者・森林組合・町が一体となって、林業生産基盤の充実や計画的な森林整備の促進を図りながら、森林・里山の保全・活用に向けた取り組みを進めていく必要があります。

基本方針

森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産をはじめとする多面的な機能が発揮されるよう、計画的な森林整備を促進するとともに、町民等との協働により、森林・里山の保全・活用を図ります。

主要施策

4-2-1 森林の適正管理・整備の促進

- ① 森林組合と連携し、林業従事者の育成・確保を図ります。
- ② 森林施業の効率化やコストの削減、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、関係機関と連携し、林業専用道路や路網の整備を進めます。
- ③ 森林の再生に向け、関係機関と連携し、森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する「ふくしま森林再生事業」を実施します。
- ④ 木材生産をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用しながら、森林組合を中心とした適正な森林管理・整備を促進します。

4-2-2 森林・里山の保全・活用

森林や里山の重要性についての啓発を行いながら、町民や町民団体、民間企業との協働による森林・里山の保全・育成・活用を図ります。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
造林面積(累計)	21ha	50ha
間伐面積(累計)	153ha	300ha

4-3 商業



現状と課題

商業は、人々の生活に必要な商品・サービスを提供するだけでなく、地域に活気やにぎわいをもたらすものとして、まちづくりにおいて重要な位置を占めていますが、人口減少の進行や人々の大型店志向の強まり、ネットショッピングの普及、そして新型コロナウイルス感染症の流行等により、全国的に地域商業の衰退が進んでいます。

本町の商業活動は、一般国道349号や主要地方道小野郡山線・小野四倉線沿いに形成された商店街や、民間主体で整備されたおのショッピングプラザ等を中心に展開されており、卸売と小売業を合わせた事業所数は122事業所、従業者数は743人（令和3年経済センサスー活動調査（速報集計））となっています。

本町ではこれまで、商工会等と連携し、商業の活性化に向けた各種の取り組みを進めてきましたが、本町においても、商業をめぐる情勢は厳しく、町外への購買力の流出が勢いを増し、経営者の高齢化や後継者不足とも相まって、既存商店街は衰退傾向にあり、空き店舗が増加してきています。

このため、商業振興の核となる商工会の運営支援を行いながら、中小企業経営の安定化・活性化や町民の消費ニーズに即した商品・サービスの充実、空き店舗を活用した新規起業等の支援を進めていく必要があります。

基本方針

魅力ある商業環境づくり、町のにぎわいの再生と創造に向け、商工会等と連携し、中小企業経営の継続と安定化・活性化を促していくとともに、新規起業等の支援を行います。

主要施策

4-3-1 中小企業経営の安定化・活性化の支援

- ① 中小企業経営の安定化、事業の継続に向け、各種融資制度や給付金制度等の周知と活用を促進します。
- ② 中小企業経営の活性化に向け、商工会の活動等を通じ、経営の改善や後継者の育成、地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、販売促進イベント等の開催を支援します。

4-3-2 新規起業等の支援

- ① 空き店舗を活用して新たに創業する事業者等に対し、商工会や大学等の関係機関と連携した創業セミナーや相談、情報提供などを行い、町内への創業・起業を促進するとともに、チャレンジショップやレンタルオフィスの貸し出し、各種支援制度の周知を行います。
- ② こおりやま広域連携中枢都市圏^{※29}や商工会、学術機関等の関係機関と連携し、創業・起業希望者に対し、セミナーや相談会開催の情報提供を行うなど、町内での創業・起業を促進します。

4-3-3 商工会及び商店街環境整備等の支援

- ① 商工業の振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進するため、商工会及び関係団体の運営支援を行います。
- ② 商店街の環境・景観の向上に向け、街路灯の整備・改修等に関する支援を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
経営革新計画承認事業者数(累計)	2事業者	5事業者
チャレンジショップやレンタルオフィス利用者の創業・起業件数(累計)	0件	2件

※29 連携中枢都市圏とは、圏域の中心都市と連携市町村が協約を結び、相互に役割分担して様々な取り組みを行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても活力ある圏域を維持するため広域連携の取り組みであり、こおりやま広域連携中枢都市圏では、中心都市である郡山市と圏域16市町村が協約を締結し、今後の取り組みを示した連携中枢都市圏ビジョンを策定し、各種連携事業を行っている。

4-4 工業・企業誘致



現状と課題

工業は、地域活力の向上や雇用の創出に直結する重要な産業であり、地域活性化や人々の移住・定住に大きな役割を果たしていますが、新型コロナウイルス感染症の流行等による景気の低迷、原油価格の高騰や物価の上昇等により、厳しい状況に置かれています。

本町の工業は、4か所の工業団地に立地する企業と地場中小企業を中心に展開されており、製造業の事業所数は63事業所、従業者数は1,066人（令和3年経済センサスー活動調査（速報集計））となっています。

本町ではこれまで、商工会と連携し、工業の振興に向けた各種の取り組みを進めてきましたが、本町においても、工業をめぐる情勢は厳しく、特に地場中小企業においては、事業の継続が困難になりつつある企業もみられます。

このため、工業振興の核となる商工会の運営支援を行いながら、企業経営の安定化・活性化を促進していくとともに、一方で新たな活力と雇用の場の創出に向け、企業誘致活動を展開し、新規企業の立地を促進していく必要があります。

基本方針

地域活力の向上と雇用の創出に向け、商工会等と連携し、企業経営の継続と安定化・活性化を促していくとともに、本町の優位性を活かした企業誘致活動を展開し、新たな企業の立地を促進します。

主要施策

4-4-1 企業経営の安定化・活性化の支援

- ① 企業経営の安定化、事業の継続に向け、各種融資制度や給付金制度等の周知と活用を促進します。
- ② 企業経営の活性化に向け、商工会の活動等を通じ、経営の改善や後継者の育成、事業の拡大、新製品の開発・生産等を促進します。
- ③ 工業団地等に立地する企業の人材確保を支援するため、合同企業説明会や企業が行うPR活動の支援を行います。

4-4-2 新規企業の立地促進

工業団地が完売していることを踏まえ、企業が求める立地要因や地域資源・立地条件を的確に捉え、土地利用の調整等により新たな産業用地の確保を検討しながら、恵まれた立地条件・交通条件をはじめとする本町の優位性を活かした企業誘致活動を積極的に展開し、地域への経済波及効果が高い新たな企業の立地を促進します。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
1人あたりの市町村民所得	2,489千円 (令和元年度)	2,574千円
町内新規立地企業数(累計)	-	1件

4-5 観光



現状と課題

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、わが国の観光関連産業は大きな打撃を受け、近年は回復の兆しもみられますが、依然として厳しい状況に置かれています。このような中、観光振興には、アフターコロナ・ウィズコロナを見据えた戦略的な取り組みや発想の転換が求められています。

本町には、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている高柴山、東堂山、矢大臣山などの山々、夏井千本桜、諏訪神社の大スギ（翁スギ、媼スギ）などの自然資源をはじめ、緑とのふれあいの森公園やふれあいの里ゆざわなどの公園・レクリエーション施設、昭和羅漢像や東堂山満福寺鐘楼などの歴史資源、小野小町生誕の地伝説、民間のテーマパーク、温泉、祭り・イベントなど、多様な観光資源があります。

しかし、令和3年（1月～12月）の本町の観光客入込数は84,324人となっており、令和2年からはわずかに増加したものの、およそ5年前の平成29年（229,971人）の約37%（福島県観光客入込状況調査）にとどまっています。

観光は、地域経済の発展はもとより、新たな人の流れを生み出し、人々の移住・定住につながるものとして、まちづくりにとって大きな役割を果たすものであることから、恵まれた立地条件・交通条件をはじめとする本町の特性を活かしながら、観光資源の一層の魅力化や受け入れ体制の充実をはじめ、リピーター^{※30}の増加に向けた多様な取り組みを進めていくことが必要です。

基本方針

観光客の増加と観光から移住・定住への展開を見据え、観光協会等と連携し、自然資源や公園・レクリエーション施設をはじめとする観光資源の整備・活用、広域的な観光体制の充実を図ります。

※30 繰り返し訪れる人。

主要施策

4-5-1 観光資源の整備・活用

- ① 高柴山、東堂山、矢大臣山などの山々、夏井千本桜、諏訪神社の大スギ(翁スギ、媼スギ)などの自然資源について、登山道の整備・補修や周辺環境・景観の保全に向けた取り組みを行い、有効活用を図ります。
- ② 緑とのふれあいの森公園やふれあいの里ゆざわなどの町有施設について、適正な維持管理を行い、機能の保全を図ります。
- ③ 町のイメージアップと観光客が行動しやすい環境づくりに向け、観光案内看板の整備を進めます。
- ④ テーマパークや温泉などの民間施設についても、一層の魅力化を図られるよう働きかけていくとともに、タイアップした観光事業の展開を図ります。
- ⑤ 町民や町民団体との協働のもと、各種の祭り・イベントの内容充実・有効活用を図ります。

4-5-2 広域観光体制の充実

さらなる観光事業の推進のため、観光協会の支援及び広域的な連携を強化し、周遊観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
観光客入込数	84,324人/年 (令和3年)	120,000人/年
たむら地方の周遊観光ルート数 (周遊マップ作成)(累計)	-	2ルート

4-6 雇用対策



現状と課題

近年、わが国の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響による景気の低迷等を背景に急激に悪化し、徐々に持ち直してきているものの、依然として不安定な状況にあります。

県においても、全国的な傾向と同様に、雇用情勢は緩やかな改善傾向にあるものの、新規求人の動向に業種間の格差がみられ、業種によっては厳しい状況にあります。今後、新型コロナウイルス感染症の流行の状況等によっては、再び悪化に転じることも考えられます。

本町では、福島労働局やハローワーク^{※31}郡山、地元企業等と連携し、求職者への求人情報の提供や職業紹介、職業相談等を行う無料職業紹介所の開設をはじめ、地元企業へ就業した新卒者に対する応援金の交付や、県との連携による働きやすい職場環境の整備に取り組む企業への奨励金の交付など、若者等の地元雇用や働きやすい環境づくりに向けた取り組みを進めています。

今後とも、企業誘致をはじめ、本計画に掲げる各産業の振興施策の推進により雇用の場の確保を目指すほか、無料職業紹介所による情報提供・職業紹介・相談等の効果的推進をはじめ、若者の地元雇用やU・I・Jターン^{※32}の促進、働きやすい環境づくりに向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

基本方針

雇用機会の拡充に向け、関係機関や地元企業等と連携し、情報提供・職業紹介・相談を効果的に推進するほか、町内事業所等の働きやすい職場環境づくりを促進します。

※31 公共職業安定所。

※32 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。

主要施策

4-6-1 若者等の地元雇用の促進と働きやすい職場づくり

- ① 福島労働局やハローワーク郡山、地元事業所等との連携を一層強化し、無料職業紹介所による求人情報の提供や職業紹介、職業相談等を効果的に推進します。
- ② 地元企業への新卒者等の雇用を促進するため、新卒者就労応援金制度の周知と活用を促進します。
- ③ 就業者が働きやすい環境づくりに向け、町内事業所等に対し、多様で柔軟な働き方の実現や仕事と育児・介護との両立をはじめとする「働き方改革」についての啓発や情報提供を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
新卒者就労応援金交付対象登録者の3年後の離職率	—	0.0%
就業者数	3,834人	3,834人維持

注)「就業者数」の現況値は、令和3年経済センサスー活動調査(速報集計)による。

第5章 選ばれるまち

5-1 情報発信



現状と課題

広報活動により、地方自治体が地域住民に向けて発信する情報は、行政施策・サービスの情報や社会生活に必要な情報、災害情報をはじめ、多岐にわたっていますが、これらの情報を住民が有効に活用し、住民生活の向上につながるよう、広報活動の方法や内容を常に検証し、充実させていくことが求められています。

本町の広報活動は、広報紙を中心に、ホームページ、SNS^{※33}（Facebook・LINE）、NHKデータ放送による町からのお知らせの配信などによって行っていますが、町民に町の情報が必ずしも十分に伝わっているとはいえず、今後は、デジタル化の進展や町民ニーズの変化等を踏まえ、さらなる工夫を進めていく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、多くの地方自治体が移住・定住の促進や観光・交流・関係人口の拡大、企業誘致の推進など、必要な資源（人・物・金等）を獲得するための施策に取り組んでおり、自治体間競争が激しさを増しています。

このような中、本町が選ばれる町になるためには、町の魅力や行政情報を町内外に積極的に発信していくことが必要です。

このため、今後は、「町を売り込む」という視点に立ち、様々な媒体・機会を有効に活用しながら、シティプロモーション^{※34}を推進していく必要があります。

※33 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

※34 直訳すれば、町（シティ）を売り込む（プロモーション）こと。地方自治体が行う、知名度やイメージの向上、ブランドの確立を目指した宣伝・広報・営業活動。

基本方針

町の知名度の向上と交流人口・関係人口の拡大、選ばれるまちづくりに向け、様々な情報媒体・機会を活用し、広報活動の充実を図るとともに、効果的・戦略的なシティプロモーションを推進します。

主要施策

5-1-1 広報活動の充実

よりわかりやすく活用しやすい広報紙づくりをはじめ、ホームページやSNS、NHKデータ放送を活用した広報活動の充実に努めるとともに、新たな広報機能の導入について検討していきます。

5-1-2 シティプロモーションの推進

町の知名度やイメージを向上させ、移住者や観光・交流・関係人口を増やすとともに、町民の町への愛着を高めるため、ホームページやSNS、マスコミ、イベント、都市部におけるセミナーやフェアなど、様々な媒体・機会を活用し、効果的・戦略的なシティプロモーションを推進します。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
町公式SNSの登録者数	758人 (令和4年度)	3,000人
町公式SNSで本町の情報に触れたことのある町外の人割合	—	30.0%
町民の町への愛着度	68.0% (令和4年度)	73.0%

注)「町への愛着度」の現況値は、令和4年6月に実施した町民アンケート調査による。

5-2 交流



現状と課題

異なる地域等との交流・連携は、自らの地域の魅力の再発見、郷土愛の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

本町では、沖縄県石垣市や東京都荒川区、埼玉県戸田市、福島県川内村、福島県広野町と協定を結び、小・中学生や高校生の交流、特産品や文化・スポーツをテーマとした交流、災害時の相互応援を中心とした交流をはじめ、多種多様な交流を行っています。

また、福島大学、郡山開成学園や福島高専、銀行や生命保険会社など、大学や民間企業と協定を結び、地域活性化や町民サービスの向上等につながる様々な連携事業を実施しています。

さらに、関東圏に住む本町出身者で構成するふるさと小野町会との交流も行っています。

今後、こうした交流・連携は、多くの分野で町の活性化を促進するとともに、交流人口・関係人口の創出・拡大につながることを期待されることから、交流・連携の継続とさらなる充実が求められています。

基本方針

町の活性化と人材育成、交流人口・関係人口の拡大を目指し、他自治体や大学、民間企業、町にゆかりのある人々との交流・連携の継続と充実を図ります。

主要施策

5-2-1 地域間交流の推進

沖縄県石垣市や東京都荒川区、埼玉県戸田市、福島県川内村、福島県広野町との交流について、既存の交流の継続に努めるとともに、町民や町民団体主体の交流、相互の地域発展に向けた効果的な交流となるよう、取り組み内容の充実を図ります。

5-2-2 大学や民間企業との連携事業等の推進

福島大学、郡山開成学園や福島高専、銀行や生命保険会社など、大学や民間企業との連携事業等について、本町の活性化や町民サービスの向上、交流人口の創出・拡大につながるよう、継続的かつ効果的に推進します。

5-2-3 町にゆかりのある人々との交流の推進

最も身近な町の応援団である、ふるさと小野町会との交流を継続するとともに、町外在住で町にゆかりのある人々との交流を深め、新たな関係人口の創出・拡大を図ります。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
事業者や学術機関が参加する連携事業数 (累計)	9事業	15事業
交流事業への参加者数	-	30人/年

5-3 移住・定住



現状と課題

わが国では、平成 26 年度に地方創生の取り組みが始まってから、およそ8年が経過しましたが、依然として人口減少が進んでおり、地方自治体には、人口減少問題の克服に向けた取り組みの一層の強化が求められています。

人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、子どもを生き育てやすい環境づくり、安定的な所得を確保するための産業の振興と雇用の場の充実、移住につながる観光・交流・関係人口の拡大、そしてずっと住みたくなる安全・安心・快適な生活環境づくりなど、様々な分野における取り組みをトータルで進め、地域の魅力や活力、住みやすさを総合的に高めていくことが必要ですが、これに加え、移住・定住のきっかけとなる、相談体制の整備や経済的な支援などの直接的なサポートも重要です。

こうした視点に立ち、本町では、小野町交流・定住支援館に設置した移住情報プラザ「つどっておのまち」を拠点として、定住コーディネーターによる移住・定住の相談への対応をはじめ、農家民宿への支援や若者向けの民間賃貸住宅の家賃補助、移住者・定住者を対象とした住宅取得費の補助、空き家・空き地バンクによる空き家等の情報の収集・提供、さらには小野町へ移住を希望する人への相談・支援を行う民間組織であるふるさと暮らし支援センターの活動支援などを行っています。

また、小野町交流・定住支援館では、若者単身者・子育て世帯・町内事業者の従業員向けの住宅（計 26 戸）の貸し出しも行っていきます。

今後は、これらの取り組みを積極的に推進するとともに、新たな取り組みについても検討し、本町への移住・定住・二地域居住を希望する人々の掘り起しとサポートをさらに強化していく必要があります。

基本方針

人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現していくため、移住情報プラザ「つどっておのまち」を拠点として、移住・定住・二地域居住に関する相談体制・支援体制のさらなる強化を図ります。

主要施策

5-3-1 移住・定住に関する相談の充実

移住・定住・二地域居住希望者からの相談に効果的に対応できるよう、移住情報プラザ「つどっておのまち」を拠点として、定住コーディネーターやふるさと暮らし支援センターとの連携強化等により、相談体制の充実を図ります。

5-3-2 移住・定住に関する支援体制の強化

- ① 農家民宿等への支援や若者向けの民間賃貸住宅の家賃補助を行う「小野町移住・定住推進事業」、移住者・定住者を対象とした住宅取得費の補助を行う「来て おのまち住宅取得支援事業」の一層の周知と活用促進を図ります。
- ② 空き家や空き地を活用した移住・定住・二地域居住の促進に向け、空き家・空き地バンクの一層の周知と登録件数の拡大に向けた取り組みを進めます。
- ③ 移住者・定住者の居住支援のため、若者単身者・子育て世帯・町内事業者の従業員を対象とした住宅の貸し出しを引き続き行います。
- ④ 地域おこし協力隊制度により、地域外の人材の活用を図るとともに、活動期間終了後も本町に定住・定着できるよう支援します。
- ⑤ 町への移住・定住を促進するため、首都圏などで行われるイベントへ参加し、町のPRを進めるとともに、町への短期の移住体験等の取り組みを進めます。
- ⑥ 移住・定住・二地域居住希望者のニーズを的確に把握しながら、さらなる効果的な支援施策を検討していきます。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
移住世帯数(累計)	8世帯	50世帯
移住・定住支援制度活用件数(累計)	44件	200件

注1)「移住世帯数」の現況値は、移住情報プラザつどっておのまちなど(移住フェア含む)での相談(1世帯)、移住・定住に係る支援制度(7世帯)を活用して移住した世帯数。

注2)「移住・定住支援制度活用件数」の現況値は、移住・定住に係る支援制度を活用した件数であり、その内訳は、①移住・定住推進事業(交付件数16件)、②来て おのまち住宅取得支援事業(交付件数0件)、③空き家・空き地バンク(成約件数0件)、④交流・定住支援館活用(入居世帯数26件)、⑤地域おこし協力隊(新規委嘱者数2件)。

第6章 みんなで力を合わせてつくるまち

6-1 人権尊重・男女共同参画



現状と課題

だれもお互いの個性や多様性を尊重し合い、ともに生きることができるといえる社会の実現が求められています。

本町では、人権擁護委員会を中心に、相談や啓発活動を行っているほか、小・中学校における人権教育に取り組んでいます。

しかし、私たちの身の周りには、依然として様々な人権問題が存在しており、子どもや女性、高齢者等に対する虐待、人権を侵害する悪質な落書きや暴言、インターネットを通じた人権侵害・差別等が発生しているほか、近年では、LGBT^{※35}や新型コロナウイルス感染症患者に対する差別・偏見といった問題も全国的に表面化してきています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果や課題を十分に踏まえ、人権教育・啓発や人権相談等を継続的かつ効果的に推進していくことが必要です。

また、男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画し、活躍することができる男女共同参画社会の形成が求められています。国では、男女共同参画基本法に基づき、これまで5次にわたる男女共同参画基本計画が策定されています。

本町においても、こうした動向を踏まえ、令和4年度に、男女共同参画基本計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、意識改革をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す取り組みを計画的に進めていくことが必要です。

※35 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つ。同性愛のLesbian（レズビアン）とGay（ゲイ）、両性愛のBisexual（バイセクシュアル）、自らの性別に違和感を持つTransgender（トランスジェンダー）の頭文字をとっている。

基本方針

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりに向け、人権教育・啓発や人権相談等を継続的かつ効果的に推進するとともに、男女共同参画社会の形成を進めるため、意識改革をはじめ、男女がともに参画できる環境・条件整備を進めます。

主要施策

6-1-1 人権教育・啓発の推進と相談体制の充実

- ① すべての町民が人権意識を高め、日常生活に活かすことができるよう、広報紙やホームページ、人権教室や人権の花運動など、様々な場や機会を通じて人権意識の啓発を推進します。
- ② だれもが気軽に相談できるよう、人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談体制の充実を図ります。

6-1-2 男女共同参画社会へ向けた環境づくり

- ① ジェンダー^{※36}平等に向けた町民の意識改革を進めるため、広報紙やホームページ、生涯学習など、様々な場や機会を通じて男女共同参画に関する啓発を推進します。
- ② ワーク・ライフ・バランス^{※37}の実現を支援するため、多様な働き方や男性の育児休業取得に関する事業所等への啓発、家事・育児・介護等への男性の参画促進に向けた町民への啓発を推進します。
- ③ 政策や方針を決定する場への男女共同参画を進めるため、町の審議会や委員会への女性の積極的な登用を図ります。
- ④ 女性のエンパワーメント^{※38}を支援するため、学習機会の提供や女性団体の活動支援などを行います。
- ⑤ DV^{※39}をはじめとするあらゆる暴力の根絶に向け、啓発等の推進や関係機関との連携による相談・支援体制の充実を図ります。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
審議会等の女性委員の割合	13.8%	30.0%

※36 社会的性別。社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」などの男女の別。

※37 仕事と生活の調和。

※38 empowerment。能力を身につけることや権限を与えること。

※39 Domestic Violence の略。親しい男女間における暴力や虐待。

6-2 コミュニティ



現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどを背景に、全国的にコミュニティ活動への参加者の減少や自治組織への加入率の低下が進み、身近な地域で支え合う機能の低下やコミュニティの弱体化・崩壊が懸念されています。

しかし、近年、少子高齢化が進む中、また、全国各地で大規模な自然災害が頻発する中、地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきており、コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

本町では、自治組織として27の行政区が組織されており、各地区の集会施設等を拠点として、環境美化活動や文化・スポーツ活動をはじめとする様々な活動が展開されているほか、自主防災組織として防災活動が行われています。

しかし、本町においても、少子高齢化・人口減少の急速な進行等を背景に、こうしたコミュニティ活動への参加者の高齢化や減少、これらに伴う活動の停滞といった状況がみられ、将来にわたるコミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

このため、今後は、町民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、自主的な地域づくりに関する支援制度の有効活用等に努めるとともに、行政区の枠組みを越えた共同活動への支援など、コミュニティの再生と創造に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

基本方針

人と人が支え合う地域づくり、将来にわたって持続可能なコミュニティの形成に向け、町民の意識の高揚を図りながら、地域における自主的・自立的な活動を支援する取り組みを進めます。

主要施策

6-2-1 コミュニティ活動の活性化支援

- ① 市民のコミュニティ意識の高揚と行政区等の活動の活性化、参加率の向上のため、様々な場や機会を通じてコミュニティの重要性や活動状況等に関する情報提供を行います。
- ② コミュニティ活動の活性化に向け、自主的・自立的な活動を支援する地域づくり応援事業や活力ある地域づくり事業の周知及び活用促進、(財)自治総合センターによるコミュニティ助成事業の活用を図ります。
- ③ 将来にわたって持続可能なコミュニティの形成に向け、行政区の枠組みを越えた活動連携について、地域住民とともに検討を進めます。
- ④ 身近な活動拠点となる集会施設等の整備・改修を進めるとともに、地域住民による施設の自主管理・運営を促進します。
- ⑤ 地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用し、コミュニティ活動への協力や支援を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
行政区の枠組みを越えた地域づくり活動に取り組む地域数(累計)	—	7地域

6-3 町民参画・協働



現状と課題

社会環境が大きく変化する中、ますます増大・多様化する行政ニーズに的確に対応しつつ、活力と魅力あふれる自立した地方自治体をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民や住民団体、民間企業と行政とが、安心感と危機感を共有し、ともに役割と責任を担い、協働してまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。

そのためには、住民等の意見を聞く場を充実させ、住民ニーズを的確に把握しながら、住民参画・協働の仕組みをつくり上げていく必要があります。

本町では、町民の意見を町政に反映させるため、区長会の開催やホームページによる意見の聴取（お問い合わせ）などの広聴活動を行っています。

また、各種行政計画の策定にあたって、審議会や委員会の開催、アンケート調査の実施、ワークショップ^{※40}、パブリック・コメント^{※41}の実施等により、積極的な町民参画・協働に努めています。

しかし、町民が主体的にまちづくりに参画・協働するための環境整備はまだ十分とはいえず、今後は、これまでの取り組みをさらに充実・発展させながら、多様な分野における参画・協働体制の構築を進め、町民と行政とが知恵と力を合わせた協働のまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

町民や町民団体、民間企業、高等教育機関等の多様な主体と行政とが、ともに公共を担う新たな時代の協働のまちづくりを進めるため、町民の意識の醸成や広聴機能の強化を図りながら、多様な分野における参画・協働の仕組みづくりを進めます。

※40 様々な立場の人々が集まり、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。

※41 ホームページ等を活用した住民意見の聴取。

主要施策

6-3-1 協働意識の醸成

協働のまちづくりを進めるため、広報紙やホームページの活用、研修会の開催等を通じ、町民及び職員の協働に関する意識啓発を行います。

6-3-2 広聴活動の充実

区長会やホームページによる広聴活動を効果的に推進するほか、新たな広聴機能（双方向による町民ニーズの把握等）の導入を進めます。

6-3-3 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 各種行政計画の策定や見直しにあたって、審議会・委員会の委員の一般公募、ワークショップ、パブリック・コメントなどを実施し、町の政策形成への町民参画・協働を促進します。
- ② 指定管理者制度^{※42}の活用や民間委託の推進等により、公共施設の管理・運営や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参画・協働を促進します。

6-3-4 町民団体・NPO等の活動支援

- ① 各種町民団体によるまちづくり活動の活発化に向け、自主的・自立的な活動を支援する地域づくり応援事業の周知と活用を促進します。
- ② 協働のまちづくりの担い手として、新たな町民団体やNPOの組織化及び活動支援を行います。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
広報活動に関する町民の満足度	-	50.0%
町政に意見を言う機会や手段についての町民の満足度	-	30.0%
地域づくり応援事業補助金活用件数（累計）	-	15件

※42 公共施設の管理運営を民間事業者も担えるようにする制度。

6-4 行財政



現状と課題

地方行財政を取り巻く環境が厳しさを増す中、地方自治体には、自らのまちの未来を自らが決め、具体的な施策を自ら実行していくことができる行財政能力が強く求められています。

本町では、5次にわたる行政改革大綱の策定のもと、行政改革や財政の健全化を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、社会環境がめまぐるしく変化する中、行政ニーズはこれまで以上に増大・多様化していく一方で、歳入の大幅な増加は見込めず、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、自立した持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営全般について常に検証し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、令和4年度に策定した第6次行政改革大綱等に基づき、行財政運営の一層の効率化を進めていくことが必要です。

また、デジタル社会が到来し、全国的に自治体DXが進められています。本町においても、令和4年度に策定した自治体DX推進計画に基づき、自治体業務の効率化と町民サービスの向上に向けたDXに取り組んでいく必要があります。

役場庁舎については、建設後60年以上が経過し、建物の老朽化をはじめ様々な課題を抱えており、これまでに新庁舎建設基本構想・基本計画を策定し、検討を進めてきましたが、今後は、具体的な設計を行い、早期建設を図る必要があります。

さらに、持続可能な財政運営に向け、公共施設等の配置の最適化やふるさと納税の有効活用を図るほか、活力ある圏域を維持していくため、近隣自治体との広域連携を推進していくことも必要です。

基本方針

自立した自治体をつくり上げ、持続的に経営していくため、さらなる行財政改革を推進するとともに、町民サービスの向上に向け、自治体DXの推進や新庁舎の建設、公共施設等の総合的な管理、広域連携の強化を図ります。

主要施策

6-4-1 行政改革の推進

第6次行政改革大綱や定員適正化計画等の指針に基づき、人材育成や定員管理の適正化、組織・機構の再編、事務事業の見直しなど、行政改革を計画的に推進します。

6-4-2 効果的・効率的な財政運営の推進

経費全般の節減や自主財源の確保に向けた取り組みを行うとともに、財政状況の分析・公表を行いながら、“選択と集中”による事業の厳選と財源配分を行い、効果的・効率的な財政運営を推進します。

6-4-3 自治体DXの推進

自治体業務の効率化と町民サービスの向上に向け、自治体DX推進計画に基づき、基幹系情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、AIやRPA※43の導入など、自治体DXを推進します。

6-4-4 新庁舎の建設

新庁舎について、災害発生時にも行政サービス機能を継続できるよう防災等拠点機能を強化したものにするとともに、ワンストップサービスで健康づくりや子育て支援事業等に対応できる保健センター機能を複合化したものにし、早期建設を図ります。

6-4-5 公共施設の総合的な管理の推進

財政負担の軽減と将来を見据えた配置の最適化に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

6-4-6 ふるさと納税・企業版ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税・企業版ふるさと納税について、まちづくりの財源としての有効活用と関係人口の拡大に向け、寄附者の増加に向けた取り組みを進めます。

6-4-7 広域連携の推進

- ① 効率的な行財政運営と町民サービスの向上に向け、近隣自治体との共同事業を効果的に推進します。
- ② 郡山市と圏域16市町村が連携し、活力にあふれ、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域づくりを進めるため、こおりやま広域連携中枢都市圏における各種連携事業を推進します。

※43 Robotic Process Automation の略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

成果指標

成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
実質公債費比率	4.5%	15.0%以下 を維持
経常収支比率	83.8%	90.0%以下 を維持
行財政改革に関する取り組みへの町民の満足度	70.0% (令和4年度)	80.0%
ふるさと納税の寄附者数	542人	700人

注)「町民の満足度」の現況値は、令和4年6月に実施した町民アンケート調査による。

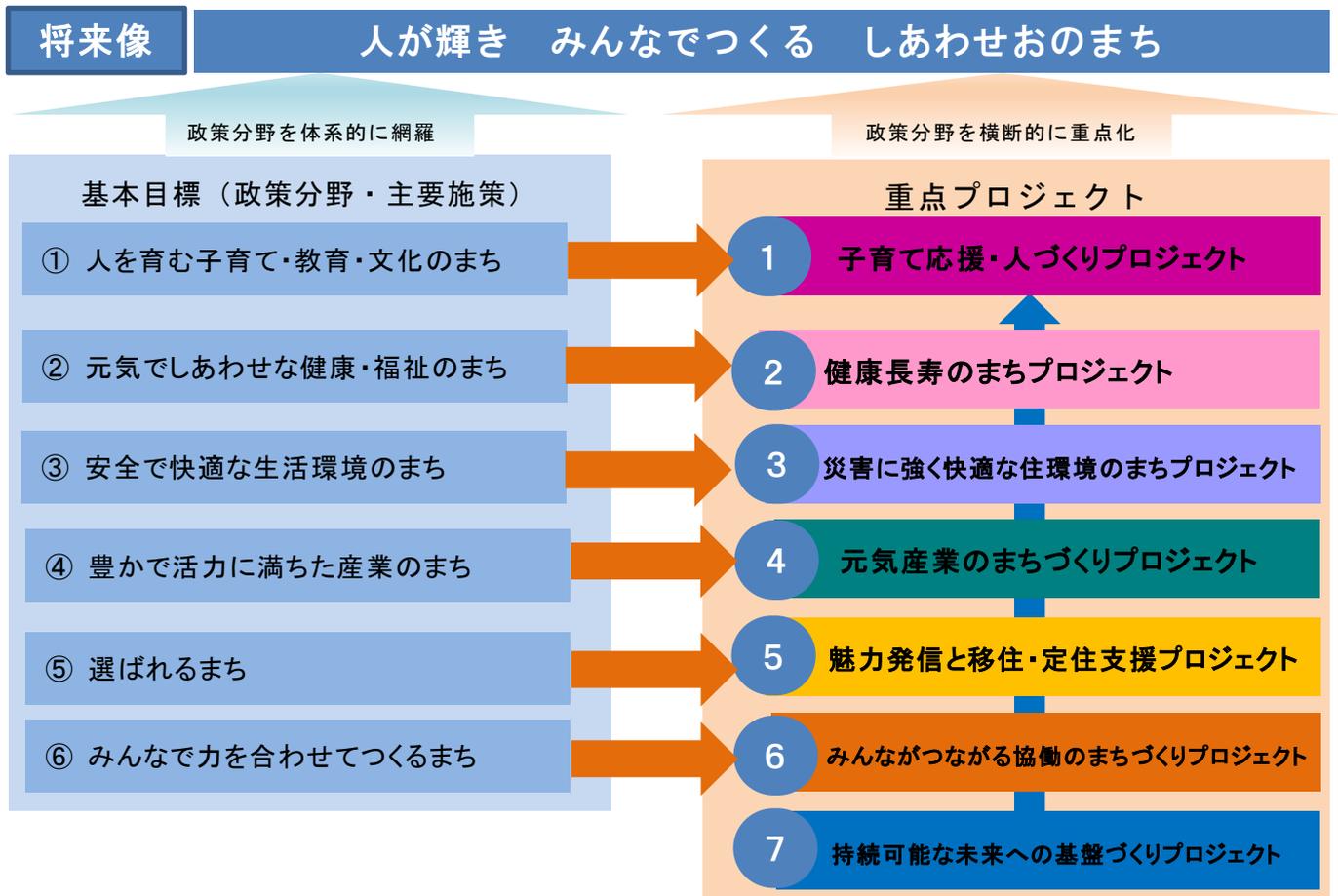
第7章 重点プロジェクト

重点プロジェクトの構成と位置づけ

将来像「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」実現のためには、これまでみてきた 31 の政策分野ごとのすべての主要施策の着実な推進が必要不可欠です。

その中でも、本町の最重要課題である「人口減少の抑制による活力ある小野町の維持」を踏まえ、人口対策に特化した「小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りつつ、多様な取り組みの中から、“選択と集中”の視点に立ち、特に重点的に取り組む「重点プロジェクト」を定めました。

これら「重点プロジェクト」に関する施策については、分野横断的な対応等により、町一体となって取り組むとともに、実施計画で具体的な事業化を進めていく中で、重点事業として抽出・設定し、積極的に推進していくこととします。



■重点プロジェクトと「総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

		まち・ひと・しごと創生総合戦略			
		1 結婚・出産・子育て・教育 に楽しみやうれしさを 実感できるまちづくり	2 活気にあふれ、賑わい を実感できるしごと づくり	3 新しいひとの流れづくり	4 未来に向かって安全で 安心して生活できる まちづくり
総合計画 (2023～2027)	1 人を育む子育て・ 教育・文化のまち	重点PJ①			
	2 元気でしあわせな 健康・福祉のまち				重点PJ②
	3 安全で快適な生活 環境のまち				重点PJ③
	4 豊かで活力に満ち た産業のまち		重点PJ④		
	5 選ばれるまち			重点PJ⑤	
	6 みんなで力を合わ せてつくるまち				重点PJ⑥
					重点PJ⑦

重点プロジェクトの内容

1 子育て応援・人づくりプロジェクト

～切れ目のない子育て支援と教育環境の充実～

子どもが未来を担う人材として成長していくことができるよう、子育て支援や学校教育環境の充実、読書活動やスポーツ活動、国際交流の推進、地域社会をつくる人づくりに向けた施策を重点的に進めます。



政策分野	主要施策
1-1 子育て支援	1-1-1 こども施策推進のための総合的な支援体制の強化
1-1 子育て支援	1-1-2 多様な子育て支援施策の推進
1-2 学校教育	1-2-1 「生きる力」を育む教育内容の充実
1-3 生涯学習	1-3-1 地域社会をつくる人づくり
1-3 生涯学習	1-3-2 読書活動の促進
1-4 生涯スポーツ	1-4-2 スポーツ活動の普及促進
1-6 国際交流	1-6-1 国際交流関連事業の推進

2 健康長寿のまちづくりプロジェクト

～人生100年時代に向けた健康・福祉のまちづくり～

町民一人ひとりが健康寿命をのばし、いきいきと暮らせるよう、健康づくり活動の促進や介護予防の推進など、みんなで支え合う仕組みの充実に向けた施策を重点的に進めます。



政策分野	主要施策
2-1 保健・医療	2-1-1 生活習慣病の予防とこころの健康支援
2-2 高齢者支援	2-2-2 介護予防の推進
2-4 地域福祉	2-4-1 みんなで支え合う地域福祉の充実

3 災害に強く快適な住環境のまちづくりプロジェクト

～だれもが住みたくなる安全で快適な住環境の創出～

町民が安全に安心して暮らすことのできる町の実現を目指し、防災・減災体制の強化と快適な住環境の創出に向けた施策を重点的に進めます。



政策分野	主要施策
3-1 消防・防災	3-1-1 消防団の充実
3-1 消防・防災	3-1-3 総合的な防災・減災体制の確立
3-1 消防・防災	3-1-4 自主防災組織の充実促進
3-1 消防・防災	3-1-5 河川改修など治水対策の推進
3-6 上水道	3-6-1 水道施設の整備
3-7 道路・公共交通・住宅	3-7-2 公共交通の充実

4 元気産業のまちづくりプロジェクト

～活力ある産業の振興と雇用の創出～

地域経済の活性化と働く場の確保を目指し、農業の維持と新たな展開、商工業の活性化、観光機能の強化、そして雇用の創出に向けた施策を重点的に進めます。



政策分野	主要施策
4-1 農業	4-1-1 農業生産基盤の充実
4-1 農業	4-1-4 農業の6次産業化・発酵のまちづくり
4-3 商業	4-3-3 商工会及び商店街環境整備等の支援
4-4 工業・企業誘致	4-4-1 企業経営の安定化・活性化の支援
4-5 観光	4-5-1 観光資源の整備・活用

5 魅力発信と移住・定住支援プロジェクト

～町の魅力発信の強化と移住・定住支援の充実～

若者の定住とUターンの促進、町外からの移住者の増加を目指し、町の魅力発信の強化と移住・定住支援の充実、交流人口・関係人口の拡大に向けた施策を重点的に進めます。



政策分野	主要施策
5-1 情報発信	5-1-1 広報活動の充実
5-1 情報発信	5-1-2 シティプロモーションの推進
5-3 移住・定住	5-3-2 移住・定住に関する支援体制の強化

6 みんながつながる協働のまちづくりプロジェクト

～人が人を支える協働の体制づくり～

人と人が支え合うコミュニティ活動の充実と多様な主体による協働のまちづくりに向けた施策を重点的に進めます。



政策分野	主要施策
6-2 コミュニティ	6-2-1 コミュニティ活動の活性化支援
6-3 町民参画・協働	6-3-1 協働意識の醸成
6-3 町民参画・協働	6-3-2 広聴活動の充実
6-3 町民参画・協働	6-3-3 多様な分野における参画・協働の促進
6-3 町民参画・協働	6-3-4 町民団体・NPO等の活動支援

7 持続可能な未来への基盤づくりプロジェクト

～未来を見据えた都市基盤の整備と拠点づくり～

持続可能な町をつくり、未来へ引き継いでいくため、総合的な子どもの居場所づくりをはじめ、小野インターチェンジ周辺の整備や小野高校空き校舎等を利活用した地域活性化、新庁舎・健康づくり拠点施設の整備に向けた施策を重点的に進めます。



政策分野	主要施策
1-1 子育て支援	1-1-2 多様な子育て支援施策の推進 「総合的な子どもの居場所づくり」
2-1 保健・医療	2-1-2 健康づくり拠点施設の整備
3-5 土地利用	3-5-2 小野インターチェンジ周辺整備の推進
3-5 土地利用	3-5-3 小野高校空き校舎等の利活用の推進
6-4 行財政	6-4-1 行政改革の推進
6-4 行財政	6-4-2 効果的、効率的な財政運営の推進
6-4 行財政	6-4-3 自治体DXの推進
6-4 行財政	6-4-4 新庁舎の建設
6-4 行財政	6-4-5 公共施設の総合的な管理の推進

資料編

1 成果指標一覧

第1章から第6章の政策分野別に掲げる成果指標を含めた全体の成果指標について、現況値、目標値を整理しています。

●基本目標1 人を育む子育て・教育・文化のまち

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
1-1 子育て支援	1-1-1 こども施策推進のための総合的な支援体制の強化	訪問支援事業実施回数	30回/年	60回/年
	1-1-2 多様な子育て支援施策の推進	子育て環境や支援への満足度 (ニーズ調査)	61.6% (令和元年度)	80.0%
		幼児教育・保育施設等入所希望者に対する待機児童数の割合	0.0%	0.0%維持
1-1-3 結婚の支援	婚活イベント参加人数	3人/回 (令和4年度)	10人/回	
1-2 学校教育	1-2-1 「生きる力」を育む教育内容の充実	ふくしま学力調査の結果の30段階評価(小学校4年~6年の平均(国語))	実績値 (令和4年度)	1.3ポイント以上増加
		ふくしま学力調査の結果の30段階評価(中学校1年~2年の平均(国語))	実績値 (令和4年度)	1.5ポイント以上増加
		ふくしま学力調査の結果の30段階評価(小学校4年~6年の平均(算数))	実績値 (令和4年度)	2.3ポイント以上増加
		ふくしま学力調査の結果の30段階評価(中学校1年~2年の平均(数学))	実績値 (令和4年度)	実績値維持
	1-2-2 地域とともにある学校づくり	「自分には、よいところがある」と思う小学生の割合	65.2% (令和4年度)	80.0%
		「自分には、よいところがある」と思う中学生の割合	77.2% (令和4年度)	80.0%
	1-2-3 安全対策・通学対策の推進	「学校に行くのは楽しい」と思う小学生の割合	81.8% (令和4年度)	90.0%
		「学校に行くのは楽しい」と思う中学生の割合	72.8% (令和4年度)	85.0%
	1-2-4 学校給食の充実	朝食を毎日食べる小学生の割合	84.8% (令和4年度)	90.0%
		朝食を毎日食べる中学生の割合	84.3% (令和4年度)	90.0%
	1-2-5 学校施設の整備	「学校に行くのは楽しい」と思う小学生の割合【再掲】	81.8% (令和4年度)	90.0%
		「学校に行くのは楽しい」と思う中学生の割合【再掲】	72.8% (令和4年度)	85.0%

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
1-3 生涯学習	1-3-1 地域社会をつくる 人づくり	人づくり公営塾の講座数	1講座/年	4講座/年
		地域学校協働活動の実施回数	-	3回/年
		生涯学習施設（多目的研修集会施設・勤労青少年ホーム・図書館）の年間利用回数（人口1人あたり）	4.2回/年	5.0回/年
	1-3-2 読書活動の促進	図書年間貸出数（人口1人あたり）	2.0冊/年	2.5冊/年
		資料年間貸出数（人口1人あたり）	11.0冊/年	14.0冊/年
1-4 生涯スポーツ	1-4-1 スポーツ施設の整備充実・有効活用	運動公園の年間利用回数（人口1人あたり）	5.5回/年	6.0回/年
	1-4-2 スポーツ活動の普及促進	運動公園の年間利用回数（人口1人あたり）【再掲】	5.5回/年	6.0回/年
	1-4-3 指導者の育成・確保	指導者資格取得者数（累計）	29人	35人
1-5 芸術文化・文化財	1-5-1 文化施設の整備充実・有効活用	ふるさと文化の館の年間利用回数（人口1人あたり）	1.2回/年	1.8回/年
	1-5-2 文化団体の活動支援	文化・体育振興基金条例に基づく表彰受賞者数	29人/年	40人/年
		小野町芸術文化団体連絡協議会加盟団体数（累計）	34団体	38団体
	1-5-3 芸術文化の鑑賞機会と発表機会の提供	企画展や講座の開催回数	4回/年	6回/年
		芸術鑑賞教室の実施回数	1回/年	3回/年
	1-5-4 文化財の保護・活用	文化財ウォークなど文化財に親しむ事業の開催回数	1回/年	3回/年
1-6 国際交流	1-6-1 国際交流関連事業の推進	小・中学生国際交流体験事業の参加率	100%	100%維持
	1-6-2 町民による国際交流活動の支援	海外研修助成事業の利用者数	-	2人/年
	1-6-3 多文化共生のまちづくり	在町外国人との交流会の開催回数	-	1回/年
		日本語教室の開催回数（累計）	29回	40回

●基本目標 2 元気でしあわせな健康・福祉のまち

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
2-1 保健・医療	2-1-1 生活習慣病の予防と こころの健康支援	特定健康診査受診率	40.1%	50.0%
		特定保健指導実施率	41.7%	45.0%
		ゲートキーパー数	-	30人
		がん検診受診率	23.3% (令和2年度)	50.0%
	2-1-2 健康づくり拠点施設 の整備	保健サービス提供体制への満足度 (町民アンケート調査)	70.6% (令和4年度)	80.0%
	2-1-3 感染症対策の推進	麻しん・風しん(Ⅱ期)接種率	89.0%	98.0%
高齢者インフルエンザ接種率		33.0%	40.0%	
2-1-4 地域医療体制の充実	公立小野町地方総合病院常勤 医師数	2人	4人	
2-2 高齢者支援	2-2-1 高齢者にやさしいまちづくり	認知症サポーター数(累計)	945人	1,500人
	2-2-2 介護予防の推進	第1号被保険者要介護認定率	24.8%	24.0%以下
2-3 障がい者支援	2-3-1 障がい者理解の促進	障がい者(児)福祉に関する広 報啓発実施回数	1回/年	3回/年
	2-3-2 障がい者の生活支援	福祉サービス事業所数(累計)	3事業所	5事業所
	2-3-3 障がい者の就労支援	福祉施設入所者の地域生活へ の移行者数(累計)	0人	2人
2-4 地域福祉	2-4-1 みんなで支え合う地 域福祉の充実	地域連携ネットワーク機関数 (中核機関の設置)(累計)	-	1機関
		成年後見人数(法人または市民 後見人)(累計)	-	1法人 または1人

●基本目標3 安全で快適な生活環境のまち

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-1 消防・防災	3-1-1 消防団の充実	消防団員の条例定数充足率	92.6%	100.0%
	3-1-2 郡山地方広域消防組合との連携強化	上級救命講習受講者数(累計)	9人	20人
	3-1-3 総合的な防災・減災体制の確立	地区内の逃げ遅れ等による死傷者、災害関連死者数	0人	0人維持
	3-1-4 自主防災組織の充実促進	自主防災会主体の説明会・訓練等の実施地区数	-	7地区
		地区内の逃げ遅れ等による死傷者、災害関連死者数【再掲】	0人	0人維持
3-1-5 河川改修など治水対策の推進	右支夏井川河川改修事業進捗率(稻荷橋～役場間)	46.0%	100.0%	
3-2 交通安全・防犯・消費者対策	3-2-1 交通安全意識の高揚と交通安全環境の整備	交通死亡事故ゼロの継続日数	1,631日	3,823日
	3-2-2 防犯意識の高揚と防犯環境の整備	年間犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	23件/年 (令和4年)	18件以下/年
	3-2-3 消費者対策の推進	消費者生活相談件数	14件/年	10件以下/年
3-3 環境・エネルギー	3-3-1 環境保全意識の高揚	環境保全に関する説明会の開催回数	-	1回/年
	3-3-2 公害等環境問題への適切な対応	不法投棄物の回収量	2,580kg (令和4年度)	1,800kg以下
	3-3-3 地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策への満足度(町民アンケート調査)	68.1% (令和4年度)	80.0%
		太陽光発電システム(住宅:10kW未満)導入容量	1,427kW (令和4年度)	1,527kW
3-4 ごみ・生活排水処理	3-4-1 ごみの減量化・資源化の促進	生活系ごみの年間排出量(人口1人あたり)	310kg/年	280kg以下/年
	3-4-2 ごみ処理体制の充実	ごみ処理体制への満足度(町民アンケート調査)	66.6% (令和4年度)	80.0%
	3-4-3 し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実	生活排水処理体制への満足度(町民アンケート調査)	68.2% (令和4年度)	80.0%
	3-4-4 合併処理浄化槽の普及促進	汚水処理人口普及率	59.2%	74.7%

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-5 土地利用	3-5-1 土地利用・市街地整備に関する計画の策定と推進	これからも小野町に住みたいと回答した高校生の割合（町民アンケート調査）	28.9% (令和4年度)	40.0%
		これからも小野町に住みたいと回答した中学生の割合（町民アンケート調査）	38.0% (令和4年度)	50.0%
	3-5-2 小野インターチェンジ周辺整備の推進	これからも小野町に住みたいと回答した高校生の割合（町民アンケート調査）【再掲】	28.9% (令和4年度)	40.0%
		これからも小野町に住みたいと回答した中学生の割合（町民アンケート調査）【再掲】	38.0% (令和4年度)	50.0%
	3-5-3 小野高校空き校舎等の利活用の推進	これからも小野町に住みたいと回答した高校生の割合（町民アンケート調査）【再掲】	28.9% (令和4年度)	40.0%
		これからも小野町に住みたいと回答した中学生の割合（町民アンケート調査）【再掲】	38.0% (令和4年度)	50.0%
3-6 上水道	3-6-1 水道施設の整備	石綿セメント管（配水管）の残延長	4.3 km	1.0 km以下
	3-6-2 上水道未普及区域への対応	井戸掘削補助件数（累計）	118 件	209 件
3-7 道路・公共交通・住宅	3-7-1 道路及び橋梁の整備	早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率	50.0%	75.0%
	3-7-2 公共交通の充実	タクシー利用料金助成制度登録者の1日あたりの利用者数	6.6 人/日	7.0 人/日
	3-7-3 公営住宅等の適正管理	団地外壁等改修工事棟数（累計）	3 棟	6 棟
	3-7-4 民間住宅等への支援	耐震診断者派遣件数（累計）	—	3 件
3-8 公園・緑地	3-8-1 公園・緑地の整備	公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改修率	85.0%	95.0%
		河川改修事業に合わせた公園の整備か所数	—	2 か所
	3-8-2 公園・緑地の管理体制の充実と緑化の推進	小野インターチェンジ周辺環境整備団体数	2 団体 (令和4年度)	2 団体維持

●基本目標4 豊かで活力に満ちた産業のまち

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
4-1 農業	4-1-1 農業生産基盤の充実	基盤整備事業進捗率 (浮金第二地区、飯豊上地区)	31.0%	100.0%
		多面的機能維持保全活動団体数（累計）	16 団体	20 団体

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
	4-1-2 多様な担い手の育成・確保	認定農業者への農地集積面積 (累計)	171ha	190ha
		農業経営体の法人数(累計)	2法人	7法人
	4-1-3 農畜産物の生産性の向上・ブランド化の促進	スマート農業技術等導入経営体数(累計)	-	10経営体
	4-1-4 農業の6次産業化・発酵のまちづくり	新たな加工特産品数(累計)	-	5品目
	4-1-5 農畜産物の消費の拡大	首都圏における特産品PR活動回数	-	1回/年
4-2 林業・森林保全	4-2-1 森林の適正管理・整備の促進	造林面積(累計)	21ha	50ha
		間伐面積(累計)	153ha	300ha
	4-2-2 森林・里山の保全・活用	森林環境学習実施回数(小中学校)	1回/年	1回/年維持
4-3 商業	4-3-1 中小企業経営の安定化・活性化の支援	経営革新計画承認事業者数(累計)	2事業者	5事業者
	4-3-2 新規起業等の支援	チャレンジショップやレンタルオフィス利用者の創業・起業件数(累計)	0件	2件
		空き店舗利活用件数	-	1件/年
	4-3-3 商工会及び商店街環境整備等の支援	商工会加盟割合	65.0%	68.0%
4-4 工業・企業誘致	4-4-1 企業経営の安定化・活性化の支援	1人あたりの市町村民所得	2,489千円 (令和元年度)	2,574千円
	4-4-2 新規企業の立地促進	町内新規立地企業数(累計)	-	1件
4-5 観光	4-5-1 観光資源の整備・活用	観光客入込数	84,324人/年 (令和3年)	120,000人/年
	4-5-2 広域観光体制の充実	たむら地方の周遊観光ルート数(周遊マップ作成)(累計)	-	2ルート
4-6 雇用対策	4-6-1 若者等の地元雇用の促進と働きやすい職場づくり	新卒者就労応援金交付対象登録者の3年後の離職率	-	0.0%
		就業者数	3,834人	3,834人維持

●基本目標5 選ばれるまち

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
5-1 情報発信	5-1-1 広報活動の充実	町公式SNSの登録者数	758人 (令和4年度)	3,000人
	5-1-2 シティプロモーションの推進	町公式SNSで本町の情報に触れたことのある町外の人 の割合	-	30.0%
		町民の町への愛着度(町民アンケート調査)	68.0% (令和4年度)	73.0%
5-2 交流	5-2-1 地域間交流の推進	地域(自治体)間交流事業実施回数	5回/年 (令和元年度)	5回/年 維持
	5-2-2 大学や民間企業との連携事業等の推進	事業者や学術機関が参加する連携事業数(累計)	9事業	15事業
	5-2-3 町にゆかりのある人々との交流の推進	交流事業への参加者数	-	30人/年
5-3 移住・定住	5-3-1 移住・定住に関する相談の充実	移住世帯数(累計)	8世帯	50世帯
	5-3-2 移住・定住に関する支援体制の強化	移住・定住支援制度活用件数(累計)	44件	200件

●基本目標6 みんなで力を合わせてつくるまち

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
6-1 人権尊重・男女共同参画	6-1-1 人権教育・啓発の推進と相談体制の充実	啓発活動時のアンケートで「人権が尊重されている」と答えた人の割合	-	80.0%
	6-1-2 男女共同参画社会へ向けた環境づくり	審議会等の女性委員の割合	13.8%	30.0%
6-2 コミュニティ	6-2-1 コミュニティ活動の活性化支援	行政区の枠組みを越えた地域づくり活動に取り組む地域数(累計)	-	7地域
6-3 町民参画・協働	6-3-1 協働意識の醸成	町民アンケートで「協働のまちづくり」という言葉を知っていると答えた人の割合	-	55.0%
	6-3-2 広聴活動の充実	広報活動に関する町民の満足度	-	50.0%
	6-3-3 多様な分野における参画・協働の促進	町政に意見を言う機会や手段についての町民の満足度	-	30.0%
	6-3-4 町民団体・NPO等の活動支援	地域づくり応援事業補助金活用件数(累計)	-	15件

政策分野	主要施策	成果指標名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
6-4 行財政	6-4-1 行政改革の推進	職員数	105人	102人
	6-4-2 効果的・効率的な財政運営の推進	実質公債費比率	4.5%	15.0%以下を維持
		経常収支比率	83.8%	90.0%以下を維持
	6-4-3 自治体DXの推進	RPA導入業務数	—	1業務
	6-4-4 新庁舎の建設	行政サービスにおける町民の満足度	—	55.0%
	6-4-5 公共施設の総合的な管理の推進	行財政改革に関する取り組みへの町民の満足度（町民アンケート調査）	70.0% (令和4年度)	80.0%
	6-4-6 ふるさと納税・企業版ふるさと納税の有効活用	ふるさと納税の寄附者数	542人	700人
	6-4-7 広域連携の推進	広域連携によるまちづくりへの町民の満足度（町民アンケート調査）	72.0% (令和4年度)	80.0%

2 総合計画（2023～2027）に関連する個別計画等一覧

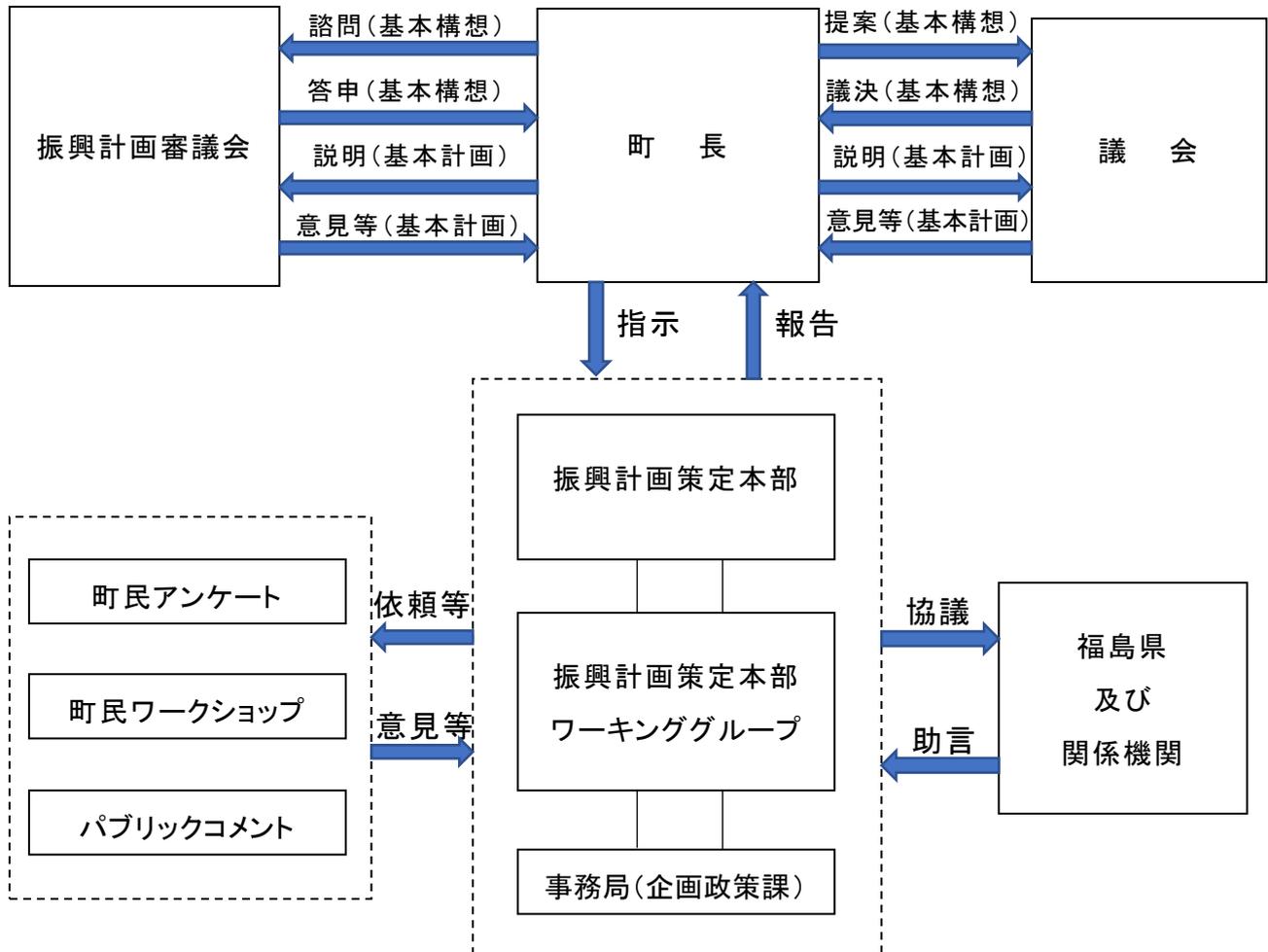
ここでは、政策分野ごとに、総合計画に関連する主な個別計画等を整理しています。「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」の実現に向けて、これら計画等と連携を図りながら、施策を推進します。

政策分野	計画等の名称	計画等の期間
全分野	小野町人口ビジョン	H27年度～
全分野	小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略	R2～R6年度
全分野	小野町過疎地域持続的発展計画	R4～R8年度
教育分野	小野町教育大綱	R5～R9年度
1-1 子育て支援	第二期子ども・子育て支援事業計画	R2～R6年度
1-2 学校教育	小野町個別施設管理計画（学校施設）	R2～R11年度
1-3 生涯学習	小野町子ども読書活動推進計画	H22年度～
2-1 保健・医療	小野町健康増進計画	R5～R9年度
2-1 保健・医療	小野町食育推進計画	R5～R9年度
2-1 保健・医療	小野町自殺対策計画	R5～R9年度
2-1 保健・医療	小野町新型インフルエンザ等行動計画	-
2-1 保健・医療	小野町国民健康保険第2期データヘルス計画	H30～R5年度
2-1 保健・医療	第3期小野町特定健康診査等実施計画	H30～R5年度
2-2 高齢者支援	小野町高齢者保健福祉計画	R3～R5年度
2-2 高齢者支援	第8期介護保険事業計画	R3～R5年度
2-3 障がい者支援	おのまち障がい者計画	R3～R5年度
2-3 障がい者支援	第2期障がい児福祉計画	R3～R5年度
2-3 障がい者支援	第6期障がい福祉計画	R3～R5年度
2-4 地域福祉	小野町第2期地域福祉計画	R3～R7年度
3-1 消防・防災	小野町国土強靱化地域計画	R4～R8年度
3-1 消防・防災	小野町国民保護計画	H19年度～
3-1 消防・防災	小野町地域防災計画	-
3-1 消防・防災	小野町水防計画	-

政策分野	計画等の名称	計画等の期間
3-3 環境・エネルギー	小野町地球温暖化対策実行計画	R元～R10年度
3-4 ごみ・生活排水処理	小野町一般廃棄物処理基本計画	R3～R12年度
3-4 ごみ・生活排水処理	小野町特定地域生活排水処理事業経営戦略	R3～R12年度
3-5 土地利用	小野インターチェンジエリアタウン構想	H30年度～
3-6 上水道	小野町水道事業ビジョン	R2～R11年度
3-6 上水道	小野町水道事業経営戦略	R3～R12年度
3-7 道路・公共交通・住宅	小野町橋梁長寿命化修繕計画	R5～R14年度
3-7 道路・公共交通・住宅	小野町耐震改修促進計画	R3～R12年度
3-7 道路・公共交通・住宅	小野町公営住宅等長寿命化計画	R5～R14年度
3-7 道路・公共交通・住宅	小野町空家等対策計画	R5～R9年度
3-8 公園・緑地	小野町公園施設長寿命化計画	R5～R14年度
4-1 農業	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	R3～R9年度
4-1 農業	小野農業振興地域整備計画	H11年度～
4-1 農業	小野町田園環境整備マスタープラン	H14年度～
4-1 農業	小野町鳥獣被害防止計画	R3～R5年度
4-2 林業・森林保全	小野町森林整備計画	R2～R11年度
4-3 商業	小野町中心市街地活性化基本計画	H13年度～
6-1 人権尊重・男女共同参画	小野町男女共同参画計画	R5～R9年度
6-4 行財政	小野町行政改革大綱	R5～R9年度
6-4 行財政	小野町定員適正化計画	R元～R9年度
6-4 行財政	小野町DX推進計画	R5～R7年度
6-4 行財政	小野町公共施設等総合管理計画	H28～R13年度
6-4 行財政	小野町公共施設個別施設計画	R2～R11年度

注) 計画等の期間で「—」、「～」は終期を定めず、必要に応じて見直しを行う計画等です。

3 総合計画（2023～2027）策定体制図



4 総合計画（2023～2027）策定の経過

（1）小野町振興計画審議会条例

（昭和51年条例第17号）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小野町振興計画の樹立並びに実施に関する事項について調査審議するため、小野町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所管事項）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、小野町振興計画の樹立並びに実施に関する事項について調査審議する。

（委員）

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 小野町の公共的団体等の会員
- (2) 各種団体等の会員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

（会長等）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ありたるとき、その職務を代理する。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

（会議等）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の審議にあたり、必要に応じ分科会を設けることができる、この場合分科会の運営、調査審議は分科会の委員で別に定める。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、振興計画担当課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 小野町振興計画審議会委員名簿

任期：令和4年2月9日（令和4年8月9日）～令和6年2月8日

役職名	氏名	所属	備考
会長	芥川 一則	福島工業高等専門学校 ビジネスコミュニケーション学科 教授	
副会長	先崎 文男	小野町行政区長会 会長	
委員	村上早紀子	福島大学 経済経営学類 准教授	
〃	村上 勝徳	小野町商工会 会長	
〃	吉田 広一	福島さくら農業協同組合 理事	
〃	佐藤 健	ふくしま中央森林組合 業務課長	
〃	須藤 昭雄	小野町消防団 団長	
〃	先崎 悟	小野町民生児童委員協議会 会長	
〃	草野 明美	小野町母子保健推進員会 会長	
〃	石井 陽子	こまちっ子サロン 会長	
〃	村上 善行	小野町PTA連絡協議会 会長	
〃	亀田 理	おのまち認定こども園保護者会 会長	令和4年11月 退任
〃	阿部 君江	小野町婦人会 会長	
〃	渡邊 直栄	小野町商工会青年部 部長	
〃	二瓶 章一	小野町認定農業者会 副会長	
〃	高橋 宗彦	小野町異業種交流会 会長	

(3) 小野町まちづくりワークショップ参加者名簿

検討分野	氏名	所属	備考
子育て・教育・ 文化	荒川 桃花	福島工業高等専門学校	ファシリテーター
	坂野 遥子	福島工業高等専門学校	グラフィッカー
	高橋 弘睦	福島工業高等専門学校	グラフィッカー
	菊池 亜実	郡山女子大学	
	板橋 和真	福島大学	
	古崎 泰介	一般公募	
	大川原洋子	小野町母子保健推進委員会	
	石井 克弘	小野町PTA連絡協議会	
	吉田 裕之	おのまち認定こども園保護者会	
健康・福祉	小松 美月	福島工業高等専門学校	ファシリテーター
	國井 杏夏	福島工業高等専門学校	グラフィッカー
	高橋 桜	郡山女子大学	
	五十嵐太郎	福島大学	
	菅原ちひろ	一般公募	
	草野 政氏	福島さくら農業協同組合	
	上遠野芳勝	小野町社会福祉協議会	
	石井 桂子	こまちっ子サロン	
産業・観光・ 雇用	清藤 杏加	福島工業高等専門学校	ファシリテーター
	内田 凜	福島工業高等専門学校	グラフィッカー
	古内 蘭	郡山女子大学	
	小野 由楓	福島大学	
	荒谷 瑞穂	一般公募	
	國分 基宏	新規就農者	
	草野 遵	小野町商工会青年部	
	根本 大介	小野町商工会青年部	
	大和田 歩	立地企業等懇談会	

検討分野	氏名	所属	備考
生活環境・ 防災	浅川 胡桃	福島工業高等専門学校	ファシリテーター
	大山 瑞稀	福島工業高等専門学校	グラフィッカー
	渡邊 順子	福島工業高等専門学校	グラフィッカー
	中村 ゆう	郡山女子大学	
	杉本 大誠	福島大学	
	草野 利吉	一般公募	
	会田 雄介	ふくしま森林組合	
	大和田一博	小野町消防団	
	大和田 勉	小野町建業会	
地域づくり (人づくり・ 協働)	白石 遥菜	福島工業高等専門学校	ファシリテーター
	植杉 満喜	福島工業高等専門学校	グラフィッカー
	磯野 夏実	郡山女子大学	
	清野 里那	福島大学	
	齊藤 葵	福島大学	
	二瓶 晃一	一般公募	
	長久保勝男	小野町商工会	
	吉田 政美	小野町認定農業者会	
	宗方 善照	小野町行政区長会	

(4) 総合計画（2023～2027）策定の経過

年月日	会議等名	協議事項等
4月19日	小野町振興計画 策定本部 第1回会議	総合計画策定方針
5月10日	議会全員協議会	総合計画の策定について意見徴取
5月11日	小野町振興計画 策定本部WG 第1回会議	・総合計画策定方針 ・「未来へ おのまち総合計画」 の評価 ・町民アンケートの実施
6月1日	小野町振興計画 策定本部WG 研修会	総合計画策定に係る研修 (福島県総合計画出前講座を活用)
6月3日 ～17日	町民アンケートの実施 (一般、高校生、中学生)	一般 1,001/2,500人(40.0%) 高校 83/239人(34.7%) 中学生 229/238人(96.2%)
6月21日 ～22日	各課等ヒアリング	「未来へ おのまち総合計画」の 評価結果を踏まえた各課等への 対面ヒアリング
8月9日	小野町振興計画 審議会 第1回会議	・基本構想について(諮問) ・総合計画の策定について
9月2日	小野町振興計画 策定本部WG 第2回会議	・「未来へ おのまち総合計画」 評価結果 ・町民アンケート調査結果 ・人口推計結果 ・まちづくりワークショップの 実施
9月9日	第1回 小野町まちづくりワー クショップ	テーマ: まちの将来像を考える
9月28日	第2回 小野町まちづくりワー クショップ	テーマ: まちの課題を掘り下げる
10月6日	小野町振興計画 策定本部WG 第3回会議	基本構想(素案)の作成
10月21日	小野町振興計画 策定本部WG 第4回会議	基本構想(素案)の修正
10月26日	第3回 小野町まちづくりワー クショップ	テーマ: 課題の解決方法を考える
11月1日	小野町振興計画 策定本部 第2回会議	基本構想(案)の作成

令和4年

	年月日	会議等名	協議事項等
令和4年	11月4日	小野町振興計画 審議会 第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「未来へ おのまち総合計画」評価結果 ・町民アンケート調査結果 ・人口推計結果 ・まちづくりワークショップの結果 ・基本構想(案)について(答申)
	11月10日	議会全員協議会	基本構想(案)について意見徴取
	11月18日	議会議員への説明会 第1回	基本構想(案)について意見徴取
	11月10日 ~21日	パブリックコメントの実施 (基本構想(案))	意見・提案3件
	11月30日	小野町振興計画 策定本部 第3回会議	基本構想(案)の修正
	12月13日	小野町振興計画 策定本部 第4回会議	基本構想(最終案)の作成
	12月15日	議会議員への説明会 第2回	基本構想(最終案)について意見徴取
	12月22日	小野町振興計画 策定本部WG 第5回会議	基本計画(素案)の作成
	12月26日	小野町議会 定例会12月 第1回会議	基本構想(案)可決により基本構想決定
令和5年	1月20日	小野町振興計画 策定本部WG 第6回会議	基本計画(案)の作成
	1月31日	小野町振興計画 策定本部 第5回会議	基本計画(案)の作成
	2月3日	小野町振興計画 審議会 第3回会議	基本計画(案)について意見徴取
	2月15日	議会議員への説明会 第3回	基本計画(案)について意見徴取
	2月20日	小野町振興計画 策定本部 第6回会議	基本計画(最終案)の作成
	2月21日	小野町振興計画 審議会 第4回会議	基本計画(最終案)について意見徴取
	3月30日	基本計画決定	

小野町総合計画（2023～2027）

発行日：令和5年3月

発行者：小野町

